

令和7年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	○：対応 △：一部対応
鶴見	1	多文化共生社会のさらなる発展に向けた支援体制の充実～学習支援の充実～	1 学習支援教室の局事業として実施 2 学習支援教室におけるボランティア及びコーディネーターの確保、育成及びサテライト教室など拡充の検討	全区（一部賛同区含む）	国際局	△
鶴見	8	災害時に診療・処方可能な医療機関の把握・公表	災害時に災害時救急病院だけでなく、診療・処方可能な診療所、薬局の情報も適宜取得し、簡易に市民に周知することのできる体制の整備	12区（西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、瀬谷区）（一部賛同区含む）	医療局	△
神奈川	3	医療的ケアを要する児童への保育サービスの総合的な検討	1 医療的ケア児対応の現状調査 2 医療的ケア児を誰一人とりこぼさないサービスのあり方の検討	15区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区）（一部賛同区含む）	こども青少年局	△
神奈川	4	現場対応力の向上に向けた保育施設向け研修の充実	保育施設長・法人向けに実施する組織マネジメント講習について保護者対応や個人情報の取扱いなど運営面にかかる内容の充実	14区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区）（一部賛同区含む）	こども青少年局	○
西	2	公園内禁煙化の実効性の確保	1 市民への普及啓発活動の実施 2 コールセンターの設置 3 巡回指導員の配置	全区	みどり環境局	○
中	5	矢羽根型サインなどの観光案内施設の一括管理システムの構築	施設の維持管理に関する予算措置及び一括管理システム等の構築	4区（鶴見区、神奈川区、西区、南区）	道路局	○
中	7	防災スピーカー出力範囲の拡大及び地域防災拠点小・中・高等学校屋外スピーカーの防災無線への連携	1 設置済みスピーカー出力範囲の拡大 2 スピーカー未設置の地域防災拠点、小・中・高等学校屋外スピーカーを防災無線への連携	13区（西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、瀬谷区）	総務局	△
南	4	会計年度任用職員の出張・旅費管理システムの導入	会計年度任用職員の出張・旅費管理システムの導入	16区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区）（一部賛同区含む）	総務局	△
港南	1	オンライン法律相談の全市展開	1 全市展開に向けた局におけるモデル実施・検証 2 各区において区のウェブサイトやSNSでの広報や来庁者等のニーズに合わせてオンライン法律相談の案内	全区	市民局	△
港南	2	スマートフォンの基本操作マニュアルの配布	港南区が実施したデジタルデバッド対策の中で、特に区民ニーズが高かったスマートフォンの基本操作マニュアルの配布について、局が一括してマニュアルを印刷し、各区に配布すること。また、マニュアルを配架するラックの購入経費についても局が支援すること。	全区	デジタル統括本部	△
港南	3	桜岡小学校の建替え	1 内装の木質化 2 校舎内の動線の改善 3 エレベーターの設置 4 地域防災拠点としての体育館・防災備蓄庫の位置や運用方法等について地域調整 5 建替工事に伴う児童の安全確保	南区	教育委員会事務局	○
保土ヶ谷	8	児童虐待通告対応件数の増加など区の実情を踏まえた「区こどもの権利擁護担当」の見直し	1 「こども家庭センター」の設置を契機に始まっている業務の見直しに、こどもの権利擁護担当の業務も位置付け、プロジェクトを立ち上げて検討 2 配置基準については実情に即したものであるよう国家要望等を実施	16区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区）	こども青少年局	○
旭	5	GREEN×EXPO 2027開催に向けたさらなる機運醸成や関係する基盤整備の推進	1 会場周辺区はもとより郊外部も含めた全域全体のシテイドレッシングや具体的なコンテンツ内容の周知等、開催への期待を高められる広報の検討・実施 2 横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会が行う機運醸成の取組への予算措置の充実	全区（一部賛同区含む）	脱炭素・GREEN×EXPO推進局	△
磯子	3	自立支援医療（精神通院医療）等の郵送申請利用促進及びオンライン申請システムの構築	1 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）郵送申請用の料金受取人払い封筒の作成と郵送料の負担 2 オンライン申請システムの構築	全区（一部賛同区含む）	健康福祉局	△
磯子	4	地域子育て支援拠点の更なる充実	1 地域子育て支援拠点サテライトの新規設置 2 地域子育て支援拠点の日曜開館に向けた予算措置	12区（神奈川区、西区、南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、瀬谷区）（一部賛同区含む）	こども青少年局	△
磯子	5	地域にアウトリーチする国際交流ラウンジによる多文化共生推進	多文化共生に対する理解の普及や啓発や地域課題解決のための地域連携を推進するためのコーディネーターを配置	全区（一部賛同区含む）	国際局	△
金沢	6	市立保育所の一時保育手続の電子化	横浜市市立保育所一時保育事業における対象児童の登録・申込から費用支払手続までの電子化システムの改修 1 利用実績の合計額の複数日合算機能の追加 2 合計額が複数日を含め合算された額の状態での納付書への印刷機能を追加 3 支払機関のコンビニ支払やクレジット支払の導入	15区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区）	こども青少年局	△

令和7年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	○：対応 △：一部対応
戸塚	2	火災被災者の一時的な宿泊場所に関する支援	1 市営住宅の一時入居について即日入居を可能とする運営体制を構築 2 消防署から建築局市営住宅課に情報提供票を提供することによる手続きの迅速化	16区(神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区)	建築局	—
栄	1	市南西部における小中学生が硬式野球をできる環境の提供に向けた調査	1 金井第二遊水地整備工事の施工状況等に係る神奈川県との情報共有 2 市域等におけるスポーツに係る施設状況の把握 3 所管局課、関連局課及び提案区による、継続的な情報共有の実施	戸塚区	にぎわいスポーツ文化局	○
栄	2	地域主導による地域交通への支援策策定	地域交通の充実に資する経済的及び制度的支援策策定、施行	16区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、瀬谷区)	都市整備局	○
栄	3	円海山周辺緑地の利用実態を踏まえた魅力づくりの検討	市内最大級の緑地・円海山周辺緑地について令和5年度までに実施した利用実態調査を踏まえた魅力づくりを実施	3区(港南区、磯子区、金沢区)	みどり環境局	○
栄	5	感震ブレーカー設置推進事業の見直し	自治会・町内会・マンション管理組合向けの感震ブレーカー助成を廃止し、個人向け感震ブレーカーの助成制度を18区へ展開	15区(鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区)	総務局	○
栄	6	高齢者支援における危機介入に係る区局による対応検討の推進	1 各区における行政の危機介入(安否確認)として対応が必要なケースについて、対応事例の積み上げと共通点の洗い出し 2 区役所が担うべき、リスクマネジメントにおいて求められる役割の洗い出しと整理 3 上記1～2について、区局による協議の場の立ち上げと検討の推進 4 検討会の成果物として、洗い出した事例を集約し、「対応における留意点」等も盛り込み事例集としてまとめ、区役所の対応の底上げを目指す	15区(鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区)	健康福祉局	—
泉	1	「住みたい・住み続けたいまち 横浜」をPRするシティプロモーションの実施	1 関係区局によるプロジェクト等の体制を継続 2 横浜市版「居住促進PRサイト」の継続運用 3 効果的な市の情報発信内容の検討	全区	政策経営局	○
泉	3	深谷通信所跡地利用基本計画の確実な事業推進、各局連携	1 都市整備局が中心となり、地域住民に納得性の高い説明ができるように進捗管理、スケジュール調整等の事業全体のマネジメントの充実な推進 2 事業局(健康福祉局、みどり環境局、道路局)間のスケジュール調整等、連携による円滑な事業実施 3 都市計画決定に向けた丁寧な地域説明(深谷通信所返還対策協議会等)及び事業費確保	戸塚区	都市整備局	○
瀬谷	1	市防災スピーカーと区防災スピーカーとの一体的運用	1 各区で運用している防災スピーカーに市防災スピーカーの機能を追加し、一体的な運用を要望 2 保守管理について局の予算で執行を要望	4区(西区、保土ヶ谷区、都筑区、栄区)	総務局	—
瀬谷	2	「GREEN×EXPO 2027」(2027年国際園芸博覧会)開催に向けた区局一体となった取組	1 博覧会開催に向けた区局横断したプロジェクトチームの設置及び推進 博覧会の来場促進に繋がる取組と開催を契機とした行動変容に繋げるための取組を推進する 2 区で実施する機運醸成の取組 各区において区の状況に合わせた取組を実施するための、各区事業への予算措置	全区	脱炭素・GREEN×EXPO推進局	○
瀬谷	5	GREEN×EXPO 2027開催時における、駅利用者・道路利用者の日常の移動の利便性確保	1 開催期間中の駅利用者や道路利用者の日常移動の利便性が確保される輸送計画の実現 2 上記についての、会場周辺の住民や事業者への早期の事前周知 3 周辺住民等の日常生活に支障を生じさせない開催準備	2区(旭区、緑区)	脱炭素・GREEN×EXPO推進局	○
瀬谷	7	「横浜市民生委員・児童委員 協力員・ハトタッチサポーター制度(仮称)」の創設	1 民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備し新たな担い手確保に繋げる目的で、民生委員・児童委員の活動を補佐する「協力員・ハトタッチサポーター(仮称)」を市内18区で設置可能とする要綱の策定 2 委嘱等に伴う経費及び実費弁償を目的とした活動費の支給	全区	健康福祉局	○
瀬谷	8	寄り添い型生活支援事業におけるメニューの充実	1 生活体験事業 2 土曜日開所事業	11区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港北区、緑区、青葉区、戸塚区、栄区、泉区)	こども青少年局	△
瀬谷	9	国際交流ラウンジ未設置区への支援充実による多文化共生推進	1 新規ボランティア育成支援の充実 2 コーディネーターの配置	15区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区)	国際局	△

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	国際局
------	-----

鶴見区		区政推進課・地域振興課	
担当者名	美田、西井、飯出、矢野	TEL	510-1676, 1691
共通区	全区（一部賛同を含む）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
1	多文化共生社会のさらなる発展に向けた支援体制の充実～学習支援の充実～

**◇地域の課題、基礎データ等**

本市の外国人人口は増加し続けており、コロナ禍で一時減少したものの、令和5年度は過去最高を更新し、11万7922人となっています。外国人住民数が中区に続いて2番目に多い鶴見区においても、同様にコロナ禍で一時減少しましたが、令和5年度には再び増加しているところ（1万6,022人）。また、令和3年から令和5年にかけて実施した調査結果からは、鶴見区ではこの20年間で外国人数・割合ともに倍増しているほか、多国籍化が急速に進んでいること、さらにその国籍によって年齢構成や集住地域にも違いや特徴があり、ニーズや課題が多様化していることが分かりました。

鶴見区ではこれまで、鶴見国際交流ラウンジをはじめ、NPO団体やボランティア団体等の皆様が、多言語による相談受付や情報提供、学習支援や自立支援のほか、交流等支援を実施してきました。一方で、外国人人口の増加に伴う支援ニーズの拡大に対応できるマンパワーが不足していたり、支援団体やその拠点数も限られることから居住地域によっては適切な支援につながりづらい状況にもなっています。また、例えば国際交流ラウンジで実施している学習支援教室では、学習支援の豊富な知識や経験があることや、教育委員会事業の支援内容を熟知していること、語学が堪能であることなど、高度な知識や経験を持つ人材が必要ですが、現状で手一杯の状況であるとともに、講師となるボランティアも不足しています。

このように、支援の担い手側の数のみならず、人材育成や支援を届ける仕組みの強化が急務となっています。

**◇地域ニーズ等の収集手段**

1 日常の窓口対応等   
 2 市民からの提案等   
 3 地区担当制   
 4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート   
 6 区民要望   
 7 関係団体からの要望  
 8 その他（関係者等への聞き取り調査）

**◇区民からの具体的な要望**

- ・ R5年に実施した意識調査（区内在住外国人対象）では、「身近な場所で日本語を学びたい」「入学や受験の仕組みが分からない」「地域での交流の機会が欲しい」「スキルを生かした仕事や活動がしたい」など、多様なニーズや困りごとがあることが分かりました。
- ・ 国際交流ラウンジの学習支援教室は申し込みが殺到しており、定員がいっぱいで受けられないといった声が寄せられています。

**◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。**

鶴見区では、平成20年に「鶴見区多文化共生推進アクションプラン」を策定し、多文化共生を推進するため、様々な取組を進めてきました。また、今年度は、令和3年度から5年度にかけて実施した調査結果を踏まえ、「鶴見区多文化共生基本指針」を策定し、地域や事業者、団体等の皆様とともに多文化共生社会のさらなる発展に向け取り組んでいるところです。

具体的に「多文化のまち・つるみ推進事業」は区の運営方針や自主企画事業の重点事業に掲げており、区役所の案内窓口及び広報物の多言語対応の充実や職員研修のほか、令和5年度から、外国人が日ごろから利用する施設や店舗などで多言語での生活情報を入手できる「情報発信拠点」の設置などを行ってきました。また、外国につながる小中学生の学習支援教室は区の自主事業として国際交流ラウンジに委託し、実施しています。

**【参考】鶴見国際交流ラウンジの学習支援教室**

- ・ 小学生クラス「あおぞら」 第1・3土曜日10時～12時 延714人参加（令和5年度実績）
- ・ 中学生クラス「なないろ」 毎週月曜日17時～18時30分 延838人参加（令和5年度実績）
- ・ 小学生クラス及び中学生クラスにおけるボランティア 延1,045人参加（令和5年度実績）

◇提案内容・概算額等

【前提】

令和6年5月に策定した「鶴見区多文化共生基本指針」を踏まえ、誰もが安心・安全に暮らし、外国人・日本人が互いに助け合う地域づくりにつなげるためには、まず、生活に必要な情報へのアクセスのほか、「学習支援」などをさらに充実させていくことが重要です。

【具体的な提案内容】

◇学習支援の充実

基本戦略の「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現するためにも、外国籍等の子ども

(※)を対象とした学習支援教室をさらに充実させていく必要があります。

ニーズ増への対応として、来年度はボランティアの交通費を支給するなど、待遇を改善し、人材を確保するとともに、とりまとめを行うコーディネーターを増員し、体制を強化することで、実施回数の増加やサテライト教室での開催などにも試行的に取り組みます。

また、これまででは区ごとに自主事業として実施してきましたが、今後は学習支援事業を国際交流ラウンジの重点機能として位置づけ、局予算化し、全市的に取り組んでいく必要があります。

※外国籍等の子ども：外国籍や外国につながる小学生・中学生

【概算額】■■■千円

国際交流ラウンジの学習支援教室に係る以下経費について局予算化し実施

◇内訳

1. ニーズ増に対応するためのボランティア・コーディネーターの確保、育成

・コーディネーターの増員（2名）（令和5年度実績より算出）：■■■千円（鶴見区、中区、南区、保土ヶ谷区、金沢区、都筑区）

・ボランティアに対する交通費の支給（1回あたり20名に対し、区内往復バス代440円を支給と想定）：■■■千円（鶴見区、中区、港南区、金沢区、都筑区）

2. 学習支援教室に係る既存経費（令和5年度実績。コーディネーター5名の人件費等）：■■■千円（鶴見区、中区、金沢区、都筑区）

※2は現在区づくり予算にて対応しているため、1と合わせて同額を局予算化する。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	国際局政策総務課
------	----------

◆局回答内容

国際局		政策総務課	
担当者名	風間	TEL	671-3826

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 本市で外国につながる子どもたちが、年々増加する状況の中、学校外で子どもたちが勉強できる場所、居場所としての機能をもつ学習支援教室を区の多文化共生の拠点である国際交流ラウンジが中心となり、充実を図っていく取組は重要だと思います。ラウンジの目的、機能や役割について区局が連携して再検討している中、外国につながる子どもたちの支援は重要な機能の一つだと考えます。鶴見区の学習支援教室のコーディネーター2名分の予算計上を行い、モデル事業として費用効果を図っていきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	医療局
------	-----

鶴見区		福祉保健課	
担当者名	高菱	TEL	510-1826
共通区	12区（西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、瀬谷区（一部賛同含む））		

継続年数	新規
------	----

提案種別
予算関連

番号	項目
----	----

8	災害時に診療・処方可能な医療機関の把握・公表
---	------------------------

◇地域の課題、基礎データ等

現在、区では医師会や薬剤師会に対し、のぼり旗掲出訓練を実施していますが、区医療調整班が、災害時に区災害対策本部にしながら、医療機関ののぼり旗掲出状況を把握する術がありません。その解決策となり得る広域災害救急医療情報システム（EMIS）については、現時点では鶴見区全体で170ほどある一般診療所のうち、わずか7つしか利用がないなど、特に診療所の利用率が極めて低く、さらに歯科診療所については利用がありません。また使い方に習熟している職員が異動によりいなくなる等により災害時にEMISを使うという意識が定着しないという課題もあります。加えて、薬局については、EMISの登録を想定していません。

災害はいつ起こるかの予想が困難であり、それに備えることは喫緊の課題です。そのため、EMISにおける国の検討や横浜市医師会の独自システム等を踏まえつつ、横浜市として災害時に、小規模の診療所なども含めて医療機関の情報を把握する体制を早急に整備した上で、得た情報を市民にも提供し、急性期の災害拠点病院の混雑を避けるとともに、ケガをした市民があてもなく開院している診療所を探し歩かなければいけないという事態を防ぐ必要があります。

【基礎データ（鶴見区のみ）】

①鶴見区の人口（「横浜市人口ニュース」令和6年5月1日現在）：297,098人  
 ②鶴見区の医療機関数（横浜市統計書）：病院14（精神科病院1、一般病院13）、一般診療所172（有床4、無床168）、歯科診療所134

◇地域ニーズ等の収集手段

- |                                     |                                                |                                      |                                   |
|-------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 | <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 | <input type="checkbox"/> 3 地区担当制     | <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート  | <input type="checkbox"/> 6 区民要望                | <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 |                                   |
| <input type="checkbox"/> 8 その他（     | ）                                              |                                      |                                   |

◇区民からの具体的な要望

【※神奈川区受付の「市民からの提案」】

- ・受入れ可能な病院やクリニックを知る仕組みを構築してください災害時に診療が可能な場合は「診療中」を表す黄色い旗を掲げることになっていますが、これでは、いちいち旗を確認しに行かなければならず、時間がかかります。
- ・受け入れ可能な病院を確認する仕組みについて隣接区までの情報を提供してください。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

まずは、被災時に診療可能な診療所や薬局が区民の方にわかるよう、区医師会や薬剤師会に対し、のぼり旗掲出訓練を実施し、「被災時に自院診療を行う際はのぼり旗を出す」という意識の啓発を図るとともに、区民に対しては広報誌等で、のぼり旗の周知を行うことなど、災害に対する意識の啓発を図っているところです。

被災時に自院診療している医療機関の情報収集方法について、区単体での対応は困難であることから、現時点では手をつけることができておりません。

◇提案内容・概算額等

災害はいつ起こるかの予想が困難であり、それに備えることは喫緊の課題です。国や横浜市医師会の現状及び今後の動き等も踏まえつつ、横浜市として、災害時に病院だけでなく、一般診療所、歯科診療所及び薬局なども含めて医療機関の情報を定期的に把握する方法を検討し、市民へ情報提供する必要があります。広域災害救急医療情報システム（EMIS）については、薬局の登録がない上に、プッシュ型ではなく医療機関側が自ら情報を入力しにいかねばならないという課題があります。それらを踏まえ考えられる解決策としては、

- ・現在、市職員が活用している職員安否・参集確認システムの医療機関向け版など、プッシュ型かつ入力項目が簡易なシステムを運用し、有事の際には市ウェブサイト csvデータを極力そのまま貼り付ける
- ・横浜市医師会と横浜市医師会の独自システムを共同運用するとともに、利用者を横浜市医師会以外の団体へ拡大し、有事の際には市ウェブサイト csvデータを極力そのまま貼り付ける

等がありますが、着実に検討を進め、方向性を示していく必要があります。発災直後の急性期においては、重篤な患者へ効率的に対応していく必要があり、災害拠点病院がより重要な役割を果たしますが、そのためには重篤ではない患者の災害拠点病院への殺到を避ける必要があります。

現実的には、区が医療機関に電話をかけたり、実際に巡回する等により医療機関の情報を把握していくしか方法がないとは聞いておりますが、定期的な確認となるとリソースの問題で非常に厳しく、さらには公表時のデータ作成作業もあり、市民へ逐一情報を公表していくことができないと想定されます。よって、災害時救急病院だけでなく診療所、薬局の情報を適宜取得し、簡易に市民に周知することのできる体制を整備しなければなりません。

- ・医療局 使用料・手数料 ■■■千円（職員安否・参集確認システムと同システムを活用すると判断された場合の1年度あたりの利用料：■■■千円、導入時費用：■■■千円）

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	医療局救急・災害医療課
------	-------------

◆局回答内容

医療局		救急・災害医療課	
担当者名	勝俣	TEL	671-3932

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 病院（透析施設及び分娩施設を含む。）の被災状況については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を用いて各病院が入力した被災状況等を把握することができます。また、診療所、歯科診療所、薬局等の被災状況については、本市との協定に基づき、災害時に横浜市医師会、横浜市歯科医師会及び横浜市薬剤師会が各自のシステムを用いて被災状況等を収集し、本市に情報提供することとなっています。本市では、各団体から提供された当該情報を市ホームページ等で市民広報することとしており、既存の各団体が所有するシステムで対応できるものと考えています。ただし、本市と各団体の間で、直接データの受け渡しを行っていることから、データ作成作業の負担軽減、市や各団体のホームページでの公表方法（市ホームページへのリンク等）など、より効率的かつ効果的な市民広報が実施できるよう、関係団体と調整しながら、検討していきます。  なお、新たなシステムを導入するためには、各団体が所有するシステムとの重複など、各団体と調整する必要があるため、現在のところ、各団体との協定に基づき対応することとし、新たなシステムの導入は見込んでいません。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	神奈川県		こども家庭支援課	
		担当者名	小西	TEL	411-7157
		共通区	15区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区 一部賛同区含む）		
		継続年数	新規		

提案種別	予算・制度関連
------	---------

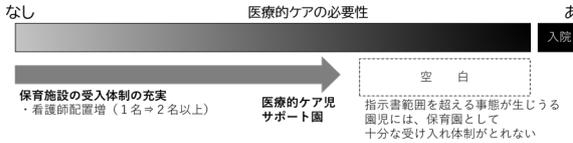
番号	項目
3	医療的ケアを要する児童への保育サービスの総合的な検討

#### ◇地域の課題、基礎データ等

1 神奈川県内の医療的ケア児とその受入状況  
 神奈川県では医療的ケア児サポート園が2園あり、その園への聞き取りで、保育施設として障害の有無を問わず受け入れたいが、提供できる医療は指示書の範囲にとどまるため限界があり、生死にかかる突発的事態が発生しうる園児の受入れは困難である旨、示されており、医療的ケアを要するすべての児童に届く保育サービスとなっていません。

2 医療的ケア児サポート園でカバーしきれない医療的ケア児の存在  
 医療的ケア児サポート園は保育園の受入体制を拡充したものであり、指示書に基づく恒常的なケアで足りる安定した病状の未就学児を受け入れるには適しています。一方で、神奈川県では保育の必要があり、認可保育所を希望しているものの、生死にかかる突発的事態が発生するリスクが高いことから園の受入が難航している未就園児が実際に存在します。

こうした児童は現在の医療的ケア児サポート園という仕組みでは受け入れることが困難であり、障害の有無を問わずあらゆる保育の必要性がある児童に保育サービスが届くよう検討が必要です。



#### ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（市議員からの要望）

#### ◇区民からの具体的な要望

保育を必要とする重篤な医療的ケア児の保育所への入所

#### ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

保護者から児童の病状や必要な医療的ケアを聞き取り、個別に保育所との調整を実施

#### ◇提案内容・概算額等

医療的ケア児にかかる区局プロジェクトによる検討、その調査委託【こども青少年局・8,000千円】

1 医療的ケア児対応の現状把握  
 2 医療的ケア児を誰一人とりこぼさないサービスのあり方の検討  
 ※考えられるサービスのありかた（イメージ）  
 ・生死にかかる突発的事態が発生するリスクが高い未就学児を受け入れできる保育施設等の整備（例えば医療機関と連携強化した認可保育所など）。モデル園設置に向けた検討の実施  
 ・訪問看護ステーションなど医療機関と連携した在宅保育



【概算額】委託調査費（8,000千円）  
 (1) 医療的ケア児の現状把握、類型化  
 (2) 各類型についての必要なサービスの提案  
 (3) 突発的事態が発生するリスクが高い未就園児を受け入れできる保育施設等の設置の可能性検討、モデル園設置の場合に必要な機能

#### ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

#### ◇所管局

所管局課 こども青少年局保育・教育支援課、こども青少年局障害児福祉保健課

## ◆局回答内容

こども青少年局		保育・教育支援課 障害児福祉保健課	
担当者名	古林 永見	TEL	671-2397 671-4278

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	「(1) 医療的ケア児の現状把握、類型化」「(2) 各類型についての必要なサービスの提案」については、引き続き、関係課で連携・共有しながら検討していきます。 「(3) 突発的事態が発生するリスクが高い未就園児を受け入れできる保育施設等の設置の可能性検討、モデル園設置の場合に必要な機能」という提案内容について、他の保育サービスによる対応も含め様々な観点から引き続き検討していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	こども青少年局
------	---------

神奈川県		こども家庭支援課	
担当者名	小西	TEL	411-7157
共通区	14区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区 一部賛同区含む）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
4	現場対応力の向上に向けた保育施設向け研修の充実

◇地域の課題、基礎データ等

1 神奈川区の保育園の現状  
 神奈川県では保育児童解消のため施設整備、新設園の開園が相次いでいます（令和4年度2園、令和5年度1園、令和6年度3園）。

2 新設園でのトラブルや園運営における課題  
 新設園は保護者対応等のスキルが不十分な園が多く、令和3年度には警察も介入する保護者対応案件も発生しました。保育士の定着、園児の安全・安心な保育の確保のため、運営法人や施設長の対応力を強化する必要があります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望  
 8 その他（ 合同保育園長会での意見等 ）

◇区民からの具体的な要望

保護者対応等園運営に関する研修の充実

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

令和4年度から自主企画事業にて保育施設施設長・法人向けに保護者対応のスキルを高める研修を実施しました。

- ・令和4年度 実施  
 ※講師 高井佳江子弁護士、参加人数60人（施設長・法人担当者等）、経費561千円（講師謝金240千円、事務経費321千円）
- ・令和5年度 執行体制を踏まえて実施見送り

◇提案内容・概算額等

保育施設長・法人向けに実施する組織マネジメント講習について、保護者対応や個人情報の取扱いなど運営面にかかる内容の充実。

現在こども青少年局が実施している研修のうち、施設長向け組織マネジメント等講習の一部にコンプライアンス、苦情・保護者対応等が含まれていますが、個人情報については含まれていません。保育園のニーズを踏まえて、園のお困りごとに寄り添う研修の充実を要望します。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	こども青少年局保育・教育支援課
------	-----------------

◆局回答内容

こども青少年局		保育・教育支援課	
担当者名	辻内、成勢、古林、森山、羽鳥	TEL	671-2397 671-2396

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 ①「保護者対応や個人情報の取扱いなど運営面にかかる内容の充実の提案」について、保育所等のニーズを踏まえ、保護者対応や個人情報の取扱いに関する講義内容（組織マネジメント等講習など）を充実していきます。 ②こども青少年局事業「保育所への臨床心理士派遣事業」では、各園の園長や保育士が心理の専門的知識を習得し、保育や園の運営に活用できるよう、各区で公民合同の研修を行っています（令和5年度は18区、令和6年度は18区を6エリアに分けて開催）。令和7年度も開催を予定しています。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1"> <tr> <td>所管局名</td> <td>みどり環境局</td> </tr> </table>		所管局名	みどり環境局	西区		西土木事務所			
		所管局名	みどり環境局						
担当者名	松本	TEL	242-1313						
		共通区	全区						
			継続年数	新規					
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">提案種別</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予算・制度関連</td> </tr> </table>						提案種別		予算・制度関連	
提案種別									
予算・制度関連									
番号	項目								
2	公園内禁煙化の実行性の確保								
◇地域の課題、基礎データ等									
<p>◇現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の喫煙者は一定数おり、特に駅前では多い傾向があります。(R5年度公園緑地管理課調査結果)</li> <li>市民意見募集実施結果では、全面禁煙を望む意見が約6割となっています。(R6年度市民意見募集実施結果)</li> <li>令和6年6月に区局合同の「公園禁煙化プロジェクト」が発足し、取り締まりフローやプロモーションについて検討中です。</li> </ul> <p>◇課題</p> <p>令和7年4月から、条例改正により市内の公園の禁止行為に、喫煙が追加される予定※であり、違反した場合は過料を納める罰則の対象となります。実効性を担保する現場での指導の体制について、区局合同プロジェクトで検討中ですが、内容について確定していません。</p> <p>※ 令和6年9月 改正議案提出 令和7年4月 条例施行予定</p>									
◇地域ニーズ等の収集手段									
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ( )									
◇区民からの具体的な要望									
<p>◇市内5公園を「禁煙」とした試行実施に関するアンケート調査(令和5年度みどり環境局公園緑地管理課実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受動喫煙に対し、対策を求める意見の合計 643件、反対する意見 10件</li> </ul>									
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。									
受動喫煙防止に配慮を求める看板の設置									
◇提案内容・概算額等									
<p>①市民への普及啓発活動の実施    &lt;想定費用: ██████████ &gt;</p> <p>②コールセンターの設置    &lt;想定費用: ██████████ &gt;</p> <p>③18区に巡回指導員の配置    &lt;想定費用: ██████████ &gt;</p>									
◇参考: 区執行体制上の課題									
現行の体制で対応									
◇所管局									
所管局課		みどり環境局公園緑地管理課							

◆局回答内容

みどり環境局		公園緑地管理課	
担当者名	井上、入本	TEL	671-2642

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	・令和6年第3回市会定例会にて横浜市公園条例が改正され、公園の禁止行為に喫煙が追加されました。引き続き、各区土木事務所と局の合同プロジェクトにおいて検討を進めていくほか、関係局による受動喫煙対策プロジェクトにより、具体的な実施内容や体制の確保について、調整を進めていきます。巡回・問合せ対応・普及啓発のための必要な経費を予算計上しています。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局	中区		中土木事務所		
		担当者名	谷口、小田	TEL	641-7681	
		共通区	4区（鶴見区、神奈川区、西区、南区）			
		継続年数	4年			

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
5	矢羽根型サインなどの観光案内施設の一括管理システムの構築

#### ◇地域の課題、基礎データ等

中区の都心臨海部では、古くから観光案内を目的として矢羽根型誘導サインの設置が行われてきました。近年、経年劣化により矢羽根板面が脱落する事案などが多発しており、これらの利便施設を総括的に維持管理していく必要があります。

中区では、様々な種類の標識等がありますが、それらは、紙面による管理となっています。法で定められている標識以外については、定期的な点検がなされていないため、市内で脱落事故などが起こった際に、職員による一斉点検を実施したり、道路局施設課による点検委託を実施している状況です。

道路局施設課が点検委託の際に活用する管理台帳についても、全ての標識等が網羅されているかが不明であり、十分とは言えません。

中土木事務所では、地理情報システム（GIS）を用いて、「大型標識」、「地点名標識」「矢羽根型サイン」を入力し、その所在を地図上で確認できるように取り組んでいますが、その他の標識等については、数が多いこともあり、全てを網羅できていません。

また、地理情報システム（GIS）を用いた取組は統一化されていないため、この取組を実施していない土木事務所もあります。その他、管理台帳がないことにより、標識を管理することができない土木事務所も存在するため、観光案内施設の一括管理システムの構築が必要であると考えます。

#### ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

#### ◇区民からの具体的な要望

設置した観光案内施設について、適切に維持管理してほしいです。

#### ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

矢羽根型サインについては、損傷したものを撤去しているのみで、復旧は行っていません。

#### ◇提案内容・概算額等

観光案内を目的とした施設について、体系的に整理し、定期的な点検や修繕などの維持管理に関するガイドラインを策定し、予算措置を行っていただきたいです。

特に矢羽根型サインについては、昨今の脱落事故に対して都度撤去対応となっている状況で、その他標識類も含め、予防保全の計画策定が必要です。道路局施設課が点検委託を発注し点検を進めており、こうした点検結果を踏まえた一括管理システムなどの構築をお願いしたいです。

#### ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

#### ◇所管局

所管局課	道路局施設課
------	--------

#### ◆局回答内容

道路局		施設課	
担当者名	佐藤、松井	TEL	671-2731

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 道路GISを活用した矢羽根型サインの管理を進めるとともに、道路構造物管理システムへの標識データの取り込みに向け、必要な経費を予算計上します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局
------	-----

中区		総務課	
担当者名	高橋、掛川	TEL	224-8112
共通区	13区（西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、瀬谷区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
----	----

7	防災スピーカー出力範囲の拡大及び地域防災拠点小・中・高等学校屋外スピーカーの防災無線への連携
---	------------------------------------------------

◇地域の課題、基礎データ等

現在、中区内には防災スピーカー設備が28か所設置されています。既存のスピーカー設備数ではカバーできていない空白となっているエリアや高層建築物等地理的要因により、音声が届きにくいエリアがあります。そのため、防災スピーカー試験放送時には、区民の方から全く聞こえない等の声を多くもらっています。今後音質改善を図ることを検討していくとあるが、懸案の解消には不十分です。

令和6年5月29日に中区内で実施した防災スピーカー試験放送訓練では、関連団体等50施設に聴取を依頼し回答を求めたところ、27施設（54%）が、全く聞こえないとの回答でした。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

防災スピーカーを増やして欲しいという要望が最も多いです。また、災害時に地域防災拠点で、防災スピーカーが聞こえないのは問題だという意見もあります。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

中区内では防災スピーカーの効果的な運用検証のために、区独自に防災スピーカー試験放送訓練を令和3年、4年及び6年に実施しています。また、その時にももらった地域からの声についても所管局に情報共有を行っています。

◇提案内容・概算額等

既存の体制では、多くの区民に放送が届いておらず、災害時の情報伝達手段としては不十分です。そのため、防災スピーカー出力範囲の拡大及び地域防災拠点小・中・高等学校屋外スピーカーの防災無線への連携について要望します。

（提案）

①設置済みの半径300メートルのスピーカー（小）16か所を、半径1,000メートルのスピーカー（大）に変更する防災スピーカー出力範囲の拡大を要望します。【総務局緊急対策課】

②現在、中区内14箇所の地域防災拠点小・中・高等学校のうち、8か所に防災スピーカー設備が設置されています。未設置である6か所の地域防災拠点小・中・高等学屋外スピーカーを防災無線へ連携させることによる、実質的な防災スピーカー設備の増設を要望します。【総務局緊急対策課】

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	総務局緊急対策課
------	----------

◆局回答内容

総務局		緊急対策課	
担当者名	山本・山口	TEL	671-2143

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	防災スピーカーでの情報伝達については、緊急対策課でも課題があると考えており、現在、災害情報をどのようにして市民にお届けするか、また、防災スピーカーの効率的・効果的な設置場所について調査・検討を行っています。音質改善と合わせて、引き続き検討を行ってまいります。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

Table with 2 columns: 所管局名 (Souskan Kyoku Na) and 総務局 (Sobumusyo).

Table with 4 columns: 担当区 (Toukan Ku) 南区 (Minami-ku), 担当区 (Toukan Ku) 高齢・障害支援課 (Kourei Shobai Shien Kagaku), 担当者名 (Toukanjin Na) 田中 (Tanaka), TEL 341-1136, 共通区 (Kyoutou Ku) 16区 (16-ku) (Tsurumi-ku, Kannondai-ku, Nishi-ku, Naka-ku, Minami-ku, Hoshikawa-ku, Ura-ku, Fuchino-ku, Kanazawa-ku, Minami-Kita-ku, Ryugasaki-ku, Aoyama-ku, Tohcho-ku, Ura-no-ku, Arai-ku, Arai-ku (一部賛同含む)).

Table with 2 columns: 継続年数 (Keizokunen-suu) 新規 (Shinsei).

Table with 2 columns: 提案種別 (Teianshurui) 予算関連 (Sanzan Kanren).

Table with 2 columns: 番号 (Bangou) 4, 項目 (Koumoku) 会計年度任用職員の出張・旅費管理システムの導入.

◇地域の課題、基礎データ等

当課では、会計年度任用職員30人中15人が、認定調査等や訪問業務のため、出張回数が多く、また1回の出張で複数の場所への訪問や市外出張が生じるため、経路がより煩雑になり、事務処理に時間がかかります。しかし、会計年度任用職員は庶務事務システムが使用できないため、出張の際は、各自が出張先までの「最も経済的な通常の経路」を調べ、紙の出張命令簿に手書きで経路等を記載し、押印による決裁を行います。また、旅費支出は、庶務担当職員が出張命令簿を確認し、経路等を全件精査し、旅費請求書兼領収書を作成、当該会計年度職員の確認・押印の上、財務システムで支払処理を行います。
当課の会計年度任用職員のうち、最も出張が多い要介護認定調査員(11人)は、要介護認定業務に必須な「心身の状況に関する調査(認定調査)」を行っており、訪問によるこの調査が終わらないと、判定・認定に進めません。現在、要介護認定申請増加により、申請後から調査員の訪問調査まで期間を要しています。申請者等から訪問時期に関する問い合わせや要望が増える中、他都市では、認定調査が間に合わず対象者が亡くなったため介護保険が適用できないケースも生じているため、調査までの期間短縮が課題です。調査員の事務作業を見直し、効率化することで、調査までの期間短縮に寄与できると考えられます。その中で、出張に関する事務作業を見直すことで、認定調査員の業務負担の軽減につながることを期待できます。
また、出張を伴う会計年度任用職員は当課以外にも在籍しており、出張に関する同様の事務作業が生じています。会計年度任用職員の出張関連業務の見直しで、区局を問わず、会計年度任用職員の出張に伴う業務の効率化が図られると考えられます。

- 要介護認定調査員(11名) 出張実績(R5年度):
・旅費を伴う出張:2,109回/年(うち2か所以上/1回の出張:838回、市外出張:42回)
月平均:175.75回(うち2箇所以上/1回の出張:69.83回、市外出張:3.5回)
・1人あたり出張回数(月):15.97回
○申請～調査員連絡までの期間:およそ7～10日間
○令和5年度認定調査実績数(直営・会計年度任用職員):4,323件(一人あたり32.75件/月)
○要介護認定 申請～認定までの所要期間:南区平均:41.7日(市平均:41.5日)※R6年4月時点

- <参考>出張を伴う会計年度任用職員(南区役所内)
・高齢障害支援課(要介護認定調査員、障害支援区分認定調査員、訪問看護師)
・こども家庭支援課(学校連携担当、育児支援家庭訪問員、こども家庭支援員、女性相談員、保育コンシェルジュ、母子保健コーディネーター、育児支援保育士等)
・生活支援課(地区担当ケースワーカー等)
・地域振興課(地域元気推進員)

Table with 2 columns: 地域ニーズ等の収集手段 (Chiyu Niizu no Shuushu Shuhandou). Includes options for 1) Daily window response, 2) Proposals from citizens, 3) Area responsibility system, 4) Regional council, 5) District survey, 6) District requirements, 7) Requirements from related organizations, 8) Others.

◇区民からの具体的な要望
要介護申請後、できるだけ早く日程調整を行い認定調査にきてほしいです。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

要介護認定申請は受理後、認定調査員に申請を振り分けをします。認定調査員は、申請者に連絡し日程調整を行った後に訪問調査を行います。この際に、なかなか申請者と連絡がとれない、立会者との予定が合わない等で調整に時間がかかったり、調査対象者の体調悪化等により、再度日程調整が必要になる等、時間がかかることがあります。訪問の際に訪問先のルート確認を行います。訪問先がバスや電車を乗り継ぐ必要がある場合や市外の場合があるため、ルート確認に時間がかかることがあります。また、出張する場合は、紙の出張命令簿への記載及び上司の決裁が必要です。病院や施設等、よく行く場所であっても、コピー対応ができないため、その都度紙に書く必要があり、時間がかかります。(出張命令は原則として事前決裁のため、エクセルで管理等はできたととしても、出張簿への記載の省略はできません。)
調査対象者は介護サービスを必要とする高齢者等のため、調査(概要調査、聞き取りや動作確認等を含む)74の基本項目、特記事項)には相当の時間がかかります。調査後は、パソコンを使って調査内容を認定帳票に入力します。認定調査に関わる業務(訪問調整、認定調査、調査帳票作成)は省略することができないため、事務的な部分の効率化により調査員の負担を少しでも減らし、申請から訪問調査実施までの期間短縮の手法を模索しています。

<b>◇提案内容・概算額等</b>	
<p>庶務事務システムの活用や、交通費等の旅費精算のパッケージソフトやアプリを導入することで、調査員である会計年度任用職員の負担を減らし、出張命令～請求書作成までの事務を効率化します。</p> <p>導入には要件整理等が必要ですが、決裁も含めてアプリ上で行うことで、決裁者の手間も削減し、出張命令簿や請求書兼領収書の印刷が不要となり、ペーパーレスにも繋がります。</p> <p>出張先は個人情報が含まれる場合があるためクラウドを使った旅費精算ソフトの導入にはルール整理や検討が必要ですが、初期費用が抑えられ、利用人数に応じて費用を払うことで、費用対効果が高くなります。</p> <p>また、要介護認定調査員だけでなく、出張を伴う他の会計年度任用職員にも同様のシステムを導入することで、さらに業務効率化を図ることができ、その効果は区局を問わずあると考えられます。</p>	
<b>【概算額等】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・■■■■（CPUライセンス）の場合：初期費用■■■■円、年間保守■■■■円（ユーザーが増えても増額なし）</li> <li>・■■■■（クラウド）の場合：初期費用■■■■円、月■■■■円/50ユーザー</li> </ul>	
<b>【効果】</b>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張者（経路確認時間～出張命令簿作成、経路精査後の確認作業の削減） 約44～58時間/月（1回15～20分×出張平均回数175回/月）</li> <li>・庶務担当（出張管理～請求書兼領収書作成時間の削減） 30～40時間/月（1日3～4時間×10日間）</li> </ul> </li> <li>2 ペーパーレスの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙の削減（11人で算出） 約50枚/月（年間約550枚）</li> </ul> </li> </ol>	
<b>◇参考：区執行体制上の課題</b>	
現行の体制で対応	
<b>◇所管局</b>	
所管局課	総務局労務課

◆局回答内容

		総務局		労務課	
担当者名	鎌田	TEL	663-0704		

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<b>◇対応の内容</b> 会計年度任用職員向け勤務実績管理システムの導入に向けて引き続き調査を実施します。その中で出張・旅費管理機能についても導入を検討します。
対応しない場合	<b>◇課題に対する局の考え方</b>
	<b>◇対応する場合の課題</b>

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	市民局
------	-----

港南区		区政推進課	
担当者名	辰巳・高山	TEL	847-8321
共通区	全区		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
1	オンライン法律相談の全市展開

#### ◇地域の課題、基礎データ等

・法律相談は港南区においては稼働率が95%以上と非常にニーズの高い事業となっています。  
 ・相談の方式は対面もしくは電話となっています。  
 ・対面の場合、相談スペースや感染症対策の観点から相談者は1名までに限られます。  
 ・現状の実施方法では小さな子どもがいる方や外出が難しい方、区役所へアクセスしづらい場所にお住まいの方などが法律相談を利用するのが難しいという課題があります。  
 ・来庁が難しい方については電話で相談ができますが、相手の表情などがわかりづらい、資料の共有が難しいなどの課題があります。  
 ・横浜DX戦略における「デジタル区役所のモデル区」として、港南区において様々な実証実験を開始し、令和5年10月からオンライン法律相談をモデル実施しました。  
 ・オンライン法律相談は対象が横浜市民であるものの、広報は港南区の広報媒体のみでしか行うことができず、利用者アンケートで需要があるにも関わらず、稼働率が低いという課題があります。

#### 【法律相談対応件数と稼働率（対面・電話）】

○港南区  
 R3：352件（96.2%）  
 R4：354件（95.2%）  
 R5：289件（96.3%）

○西区（参考）  
 R3：155件（86.1%）  
 R4：140件（77.8%）  
 R5：135件（80.4%）

#### 【オンライン法律相談対応件数と稼働率】

○港南区  
 R5（10月～R6.3月）：12件（33.3%）

○西区（参考）  
 R4（R5.3月）：1件（16.7%）  
 R5（4・5月、7月～R6.1月）：19件（35.2%）

#### ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

#### ◇区民からの具体的な要望

・小さな子どもがいるので自宅で相談したいです。  
 ・移動時間が省かれ良かった。今後も継続を希望します。  
 （令和5年度実証実験の利用者アンケートより）

#### ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

・横浜DX戦略における「デジタルモデル区」として、令和4年度から「書かない・待たない・行かない そしてつながる」をコンセプトに港南区において様々な実証実験を開始。そのうちの「行かなくていい区役所」の取組として令和5年10月からオンライン法律相談をモデル実施。  
 ・令和6年度港南区運営方針において、目標達成に向けた施策として「あったかデジタル港南」の推進を位置づけ。  
 ・港南区における令和5年度の実証実験のアンケートでは、今後希望する相談方法として、有効回答者全員が今後もオンライン相談を希望すると回答しています。  
 ・また、オンライン法律相談を利用する理由として、「小さな子どもがいるので自宅で相談したいから」や「出向くのが難しいから」という回答があり、新たなニーズの掘り起こしや、利用者の利便性向上につながりました。  
 ・一方で、区での実施は周知等に課題があり、令和5年10月～令和6年3月までの稼働率は約3割にとどまっています。

<b>◇提案内容・概算額等</b>	
<p>・実証実験ではオンライン法律相談へのニーズがあることや、利用者の利便性向上などの効果が確認できました。</p> <p>・一方で、区での周知には限界があることや、各区がそれぞれで実施するよりも、オンラインの特性を生かして局が集约化し市民を対象に事業を実施することで効率的な執行につながります。【市民局広聴相談課（デジタル統括本部デジタルデザイン室）】</p> <p>・各区は区のウェブサイトやSNSでの広報や来庁者等のニーズに合わせてオンライン法律相談をご案内することで、より効果的に事業を実施できると考えます。【各区分政推進課】</p> <p>【実施方法（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月に半日（6枠）×18区分で実施</li> <li>・予約受付は電子申請のみとする</li> <li>・対象は横浜市民とし、市及び区のウェブサイトやSNSで周知する</li> </ul> <p>【概算額】</p> <p>約 万円</p> <p>①弁護士謝金 約 万円（@ 円×6枠×18区×12か月＝ 円）</p> <p>②設備費（PC、カメラ、ヘッドセット）約 万円× 台＝約 万円</p> <p>③オンライン会議ライセンス使用料 約 万円×3台＝約 万円</p>	
<b>◇参考：区執行体制上の課題</b>	
現行の体制で対応	
<b>◇所管局</b>	
所管局課	市民局広聴相談課

◆局回答内容

市民局		広聴相談課	
担当者名	小野・太田	TEL	671-2306

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<b>◇対応の内容</b>
	オンライン法律相談に必要な経費（ 千円）を予算計上のうえ、令和7年度は日中（第1・第3木曜日）と夜間（第2・4水曜日）の法律相談にオンラインでの相談を導入し、市民ニーズを捉えた今後の展開を検討します。
対応しない場合	<b>◇課題に対する局の考え方</b>
	<b>◇対応する場合の課題</b>

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	デジタル統括本部
------	----------

港南区		区政推進課	
担当者名	中島、秋山	TEL	847-8327
共通区	全区		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
----	----

2	スマートフォンの基本操作マニュアルの配布
---	----------------------

#### ◇地域の課題、基礎データ等

【これまでの経緯】  
 港南区は令和4年度から2年間、「横浜DX戦略」におけるデジタル区役所のモデル区として、デジタルを活用した区民の利便性向上や職員の業務効率化に取り組みました。令和5年度は、デジタルデバインド対策などをテーマに様々な実証実験を行い、電子手続を行いたくても行えない人に対する対策を中心に検討しました。

【地域の課題】  
 令和4年度港南区民意調査におけるスマートフォンの所有の有無については、70歳代が80%、80歳以上でも50%の方がスマートフォンを所有している結果でした。一方で、これまで行ったスマートフォン講座等のアンケートでは、「スマートフォンの基本操作が分からない」「インターネット上のマニュアルにたどり着けない」など、スマートフォンを使いたくても使えない方、いわゆる「デジタルデバインド」が存在することが分かっています。  
 そこで、港南区では令和6年1月～2月及び4月～5月の2回、区役所でスマートフォンの基本操作マニュアルを配布したところ、合計2,000部を超えるマニュアルを配布しました。  
 併せて実施したアンケート結果から、デバインド層からのマニュアル配布へのニーズが確認できており、オンライン手続・サービスの利用促進のアプローチとして有効であると判断できます。  
 この取組を他区に展開すると共に、横浜市が提供するオンライン手続・サービスについてマニュアル作成・配布対象とすることを原則とするなど、全庁的な運用とすることは、デジタルデバインドの解消の第一歩となるだけでなく、オンライン手続の利用促進といった、横浜DX戦略の推進の観点においても効果があると考えます。

【基礎データ】  
 1 令和4年度港南区区民意調査  
 (1) 「年代別スマートフォン所有の有無」  
 60歳代：94%、70歳代：80%、80歳以上：50%  
 (2) 「年代別スマートフォンで使用する機能」  
 ア 情報の検索・ニュースの閲覧  
 60歳代：77%、70歳代：59%、80歳以上：39%  
 イ 電子申請などの行政手続  
 60歳代：18%、70歳代：7%、80歳以上：3%  
 2 マニュアル配布部数（区役所1階区民ホール）  
 (1) 令和6年1月15日～2月5日（16日間）計 950部  
 (2) 令和6年4月17日～5月9日（14日間）計1,240部

#### ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

#### ◇区民からの具体的な要望

令和6年4月～5月に行ったスマートフォン基本操作マニュアルの配布時にアンケートを設置したところ、77名の方から回答があり、「紙のマニュアルは助かる」「配布場所を広げてほしい」といった意見や要望が51件寄せられました。

<アンケート意見(抜粋)>  
 ・色々な内容があり分かりやすい。  
 ・高齢者などスマホの使い方が分からない人にとって紙での配布は助かります。  
 ・マニュアルを読んで少しずつスマホに慣れて色々覚えたいです。  
 ・配布場所を広げてほしい。  
 ・スマートフォンありきの時代になり困っていたので助かります。  
 ・気になっていることが中々確認できないので大変ありがたいです。  
 ・スマホの使い方悩んでいる母に渡したいと思います。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

【実施した主な取組】

- ・スマートフォン講座の開催(令和5年11月～令和6年1月、3回)
- ・スマートフォン相談員※の育成(令和5年10月、10名)  
※身近な場所で身近な人にスマートフォンの基本操作を教えるボランティア
- ・スマートフォンでできることを紹介するパネル展の開催(令和6年1月～2月)
- ・スマートフォンの基本操作マニュアルの配布(令和6年1月～2月) など

<令和6年度港南区運営方針>

II 目標達成に向けた施策  
「あったかデジタル港南」の推進

IV 目標達成に向けた組織運営

イベントや事業等の取組のほか、区民生活に必要な情報を区民の皆さまにお届けします。

◇提案内容・概算額等

<提案内容>

局におけるマニュアルの印刷及び各区への配布  
港南区が実施したデジタルデバイド対策の中で、特に区民ニーズが高かったスマートフォンの基本操作マニュアルの配布について、横浜DX戦略を全市的に進めるためにも全区展開が必要と考えています。各区で配布する各種マニュアルについては、デジタル統括本部において一括印刷を行い、各区へ配布していただくことで、各区が効率的にマニュアルの配布を開始できると考えます。また、マニュアルを配架するラックの購入経費についての予算化を希望します。

<概算額(1区あたり)>

■■■■円

【内訳】

・マニュアル：9種類※×■■■円/部×1,000部=■■■■円

・配架ラックの購入経費：■■■■円

※総務省「デジタル活用支援事業」標準教材マニュアルのうち以下9種類

- ・電源の入れ方・ボタン操作の仕方【Android用・iPhone用】
- ・電話のかけ方・カメラの使い方【Android用・iPhone用】
- ・インターネットの使い方【Android用・iPhone用】
- ・アプリの追加の仕方【Android・iPhone共通】
- ・マップの使い方【Android・iPhone共通】
- ・SNSの使い方【Android・iPhone共通】

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	デジタル統括本部デジタル・デザイン室
------	--------------------

◆局回答内容

デジタル統括本部		デジタル・デザイン室	
担当者名	長澤、富樫	TEL	671-4765

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 デジタル・デザイン室が取りまとめてマニュアルを印刷し、各区に配布します。配布するマニュアルの内容及び枚数については全市展開を踏まえて調整します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	教育委員会事務局
------	----------

港南区		区政推進課	
担当者名	中島・大城	TEL	847-8327
共通区	1区(南区)		

継続年数	3年
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項 目
3	桜岡小学校の建替え
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>港南区の桜岡小学校は、令和3年度に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、建替え事業を進めていくことが決まりました。</p> <p>桜岡小学校には教育活動に必要な機能のほか、放課後キッズクラブ、地域防災拠点、地域活動によるグラウンドや地域交流室の利用等があり、地域の一拠点として重要な役割を果たしています。</p> <p>そのため、建替えにあたっては地域からの要望を十分反映させるとともに、建替え期間中の代替施設についても確保していく必要があります。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ( )	
◇区民からの具体的な要望	
<p>通学路の安全面の確保が懸念、内装の木質化を進めてほしい、校舎内の動線の改善やエレベータ設置をしてほしい、洋式トイレや、照明を明るくするなど環境を良くしてほしい等</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建替え事業の決定について、教育委員会事務局と共に連合町内会などに情報提供しました。</li> <li>・再編整備検討専門会議に向け、桜岡小学校に係る地域課題や地域ニーズについて情報収集を行いました。</li> <li>・地域の関係者を含めた検討会・報告会について、参加メンバーの選出などについて連合町内会と調整を行いました。</li> <li>・上記の検討会に、教育委員会事務局と共に出席し、地域ニーズ等についての情報収集を行いました。</li> </ul>	
◇提案内容・概算額等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装の木質化や、校舎内の動線の改善やエレベータ設置、地域防災拠点としての運用を円滑にできるよう、工事期間中の防災拠点機能の維持、建替え後の体育館・防災備蓄庫の位置や運用方法などについて、関係区局が調整し、地域の意見を聞きながら丁寧に進めること。</li> <li>・平成28年に同校の児童が死亡する交通事故が発生しており、児童の登下校時の安全確保は地域の重要な課題となっている。学校周辺の道路は狭いので、バスも通行するなど交通量も多い。そのため、設計にあたっては児童の登下校時の安全が確保できるよう配慮すること。また、建替工事中は児童の通学経路と工事車両の動線が近接することも考えられるため、施工にあたっては児童の安全を最優先に考えること。</li> </ul>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	教育委員会事務局教育施設課

#### ◆局回答内容

教育委員会事務局		教育施設課	
担当者名	西村	TEL	671-3298

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>児童の通学における安全の確保、地域防災拠点の円滑な運用に配慮した計画となるよう、関係区局と連携を図りながら設計業務を進めます。また、施工にあたっては児童の安全を最優先に考えて行きます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	保土ケ谷区		こども家庭支援課		
		担当者名	佐伯	TEL	334-6392	
		共通区	16区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区)			
		継続年数	新規			

提案種別	制度関連
番号	項目
8	児童虐待通告対応件数の増加など区の実情を踏まえた「区こどもの権利擁護担当」の見直し
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>〇市全体及び当区の児童虐待対応件数は増加基調で推移しています。このことは様々な啓発や連携等により地域や関係機関において児童虐待防止に対する意識が高まった結果と考えられます。  【本市の虐待通告対応件数】 R4年度:12,977件 R5年度:14,035件 ※R5年度は過去最多</p> <p>〇児童虐待の把握と早期対応のためには地域や関係機関からの通告が重要であり、この促進のために個性ある区づくり推進費の自主企画事業で児童虐待に関する啓発を実施しています。このことが通告件数の増加に結び付いている一方、通告件数の増加とそれに伴う継続対応ケースの増加により、現状の業務内容・手順等では迅速、かつ、適切な対応が困難になっています。</p> <p>〇加えて、本業務に対応する職員の配置数は国の基準(〇基礎配置数:国勢調査における区のこども人口 〇上乘せ配置:数年前の年度の通告対応件数 ※ただし絶対数でなく全国の対応件数との増加率比較)に基づいていますが、本基準では、実情に即した対応ができていない状況です。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ( )	
◇区民からの具体的な要望	
【令和5年度・令和6年度要保護児童対策協議会全体会、エリア別要保護児童対策協議会でのご意見】 ・早期の気付きと早期の対応が重要。 ・通報が増えているが全てに対応しきれていないのか疑問。人員的な面や組織的な面を検証してほしい。 ・頑張ってくださいというが、職員の数足りるのか心配である。 ・通告や相談の件数は増えているが、その相談を受けて支援を続けていく受け皿を整備してほしい。	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
〇こどもを守ろう!地域子育てつながり事業【区自主企画事業 1,795千円】 現状把握と早期対応に向け、児童虐待に関する啓発活動を実施しています。	
◇提案内容・概算額等	
・区こどもの権利擁護担当は、平成28年度の児童福祉法改正において「子ども家庭総合支援拠点」の設置が義務付けられたことを受け順次整備されたもので、整備から3年程度経過していますが、現状その業務の検証や必要な見直しを行う動きは具体化されていません。 ・一方で令和4年度のさらなる法改正を受け、本市では今年度より「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」と「子育て世代包括支援センター(母子保健)」の機能を維持・統合した「子ども家庭センター」の設置が順次始まっており、こども青少年局ではこの設置等を契機に、区こども家庭支援課業務の見直しを進めています。 ・そこで、この見直しの中に区こどもの権利擁護担当の業務も位置付け、各区の実情を踏まえた業務内容の見直しや事務の簡略化等を区局による定期的な協議の場(業務検討プロジェクト)を設けて進めることを提案します。 ・実情に沿わない現状の配置基準については、①単にこどもの人口や新規通告対応件数増加率の全国平均との比較結果だけでなく、通告対応件数の絶対数や継続対応件数も踏まえたものとする②数年前ではなく直近の実績に基づくものとするを旨とし、国家要望による見直しの働きかけ等を行っていくことを提案します。	
◇参考:区執行体制上の課題	
区の執行体制の調整を要す	
◇所管局	
所管局課	こども青少年局こどもの権利擁護課、こども青少年局こども家庭課

#### ◆局回答内容

こども青少年局		こどもの権利擁護課、こども家庭課	
担当者名	足立(こどもの権利擁護課)、藤浪(こども家庭課)	TEL	671-4288(こどもの権利擁護課)、671-2390(こども家庭課)

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	こどもの権利擁護担当係長会議や担当者会議等の場を通じて、業務の見直し検討や好事例の展開等により、効率的な事務執行に向けた取組を行っています。 さらに、「子ども家庭センター」の設置を契機に、こどもの権利擁護担当の業務についても、新システムの導入に向けて7年度予算に計上しています。現在、システムの内容については区局のワーキング等により、実務を担当する区職員の意見を聴取し、業務の効率化や職員の負担軽減に資するものとなるよう取組を進めています。また、6年度からタブレット端末を導入、7年度もタブレット端末の追加を予定しており、訪問や会議の記録業務の効率化も図っています。 また、国が定める児童福祉機能(旧子ども家庭総合支援拠点)の配置基準については、要保護児童等への包括的・継続的な支援を安定的に行うための基準の見直しを、今年度から本市独自要望として国に働きかけを行っており、引き続き国に対して要望を継続していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

## 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

旭区		区政推進課・土木事務所	
担当者名	区政推進課：岩間、齋藤、大井 旭土木事務所：菊地	TEL	954-6026（区政推進課） 953-8801（旭土木事務所）
共通区	全区（一部賛同区含む）		

所管局名	脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局
------	--------------------------

継続年数	3年
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
----	----

5	GREEN×EXPO 2027開催に向けたさらなる機運醸成や関係する基盤整備の推進
---	-------------------------------------------

### ◇地域の課題、基礎データ等

#### 【基盤整備】

- ・GREEN×EXPO 2027の会場と近接する横浜動物の森公園周辺は最寄駅まで15分で到達できない交通不便地域です。
- ・上川井IC周辺の道路では日常的に渋滞が発生しています。
- ・大規模イベント（全国都市緑化よこはまフェアや里山ガーデンフェスタ）や大型連休時には大規模な渋滞が発生しています。

#### 【機運醸成】

- ・GREEN×EXPO 2027開催に向け、旭区では横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会が設立され、機運醸成の取組を推進しています。
- ・GREEN×EXPO 2027の認知度は市内で45.7%と低い状況にあります。
- ・今後区民の方をはじめ多くの方々に認知していただくとともに、開催に向けた期待を高めていく必要があり、機運醸成に向けた取組や広報をさらに充実させる必要があります。

### ◇地域ニーズ等の収集手段

- |                                                |                                                |                                                 |                                              |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 | <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 | <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制     | <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート             | <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望     | <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 |                                              |
| <input type="checkbox"/> 8 その他（                | ）                                              |                                                 |                                              |

### ◇区民からの具体的な要望

#### 【基盤整備】

- ・ゾーラシア開園（平成11年）以前から、繰り返し、公園内の中央道路の早期整備について要望を受けています。
- ・GREEN×EXPO 2027の開催等による交通渋滞の悪化が懸念され、総合的な交通対策について具体的な説明を求められています。

#### 【機運醸成】

- ・GREEN×EXPO 2027開催に向けて、街中で多くの人の目に付くようなPRを積極的に取り組むべきとの要望がされています。
- ・GREEN×EXPO 2027の事業内容や開催後の展望についての情報が不十分なため、より具体的な内容を周知してほしいという声が上がっています。

### ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

#### 【基盤整備】

- ・平成29年度から中央道路の整備に関して区提案反映制度で提案を継続しています。
- ・「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」では、ゾーラシア周辺の交通環境の改善を行っていくことを位置付けています。

#### 【機運醸成】

- ・令和3年7月1日に横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会が設立され、機運醸成の取組を実施しています。
- ・令和6年度運営方針において、目標達成に向けた施策の柱「魅力づくり」の主な取組として「GREEN×EXPO 2027の機運醸成に向けた取組を推進」を位置づけています。

◇提案内容・概算額等

【基盤整備】

【脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進課】

1 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 計画地周辺の交通基盤整備

- (1) 市道五貫目第33号線(通称名：八王子街道) の事業推進
- (2) 上川井IC 周辺の交通対策の事業推進

【みどり環境局公園緑地事業課】

2 横浜動物の森公園の中央道路の早期開通

- (1) 横浜動物の森公園の中央道路の早期開通に向けた調査・設計及び工事費の計上
- (2) 中央道路と三保街道とが接続する交差点周辺の安全性確保等の検討

【機運醸成】

【脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課】

機運醸成に向けた広報の拡充と継続

- (1) GREEN×EXPO 2027開催に向けて、全区でのシティドレッシング（例：さらなる横断幕掲出や主要駅における階段ラッピング、花緑の創出等）や具体的な事業内容に加え、開催を契機に社会がどう変化し、未来に何が残せるのかといったレガシーの継承・発展等、市民が開催に対して期待を高めていけるような広報戦略の検討・実施
- (2) 横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会が行う機運醸成の取組への予算措置の充実

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課

脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進課、脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課、みどり環境局公園緑地事業課

◆局回答内容

脱炭素・GREEN×EXPO推進局		上瀬谷整備推進課 GREEN×EXPO推進課	
担当者名	岩峪（上推） 長門、西野（G×E）	TEL	900-0702（上推） 671-4627（G×E）

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 【基盤整備（上瀬谷整備推進課）】 日常的な渋滞の解消や、GREEN×EXPO 2027開催時の円滑な通行を確保するため、市道五貫目第33号線（通称名：八王子街道）の道路拡幅事業は、上川井ICの改良を含め、引き続き工事や用地取得等を進めていきます。 【機運醸成（GREEN×EXPO推進課）】 (1) 令和6年度は、秋のイベントシーズンに合わせ、全区の駅等で階段広告を実施するなど、市全域でのプロモーション強化に取り組んでいます。7年度も、事業進捗に合わせ、市民の皆様の期待感につながる情報発信ができるよう、引き続き、広報プロモーションに係る予算を計上します。また、あらゆる世代の皆様へ期待感や高揚感を醸成し、開催への機運をさらに高められるよう区役所課長級以下の会議体と緊密に連携するほか、関係局とも情報を共有しながら、市役所の様々な施策との連動など全庁一丸となって取組を加速させます。 (2) 令和7年度も、区の特性や地域に合った広報プロモーションを柔軟に実施できるよう、GREEN×EXPOの機運醸成に係る再配当予算を計上します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

みどり環境局		公園緑地事業課	
担当者名	望月	TEL	671-4125

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 中央道路整備事業を促進してまいります。 1 令和6年度は、樹木伐採等の基盤整備を進め、前年に引き続き実施している軟弱地盤対策工事を完了させます。 2 令和7年度は、引き続き樹木伐採や造成等の基盤整備を行います。また、擁壁やトンネル等の調査設計等を進めます。 3 三保街道交差点の交差点などについては、引き続き道路、交通管理者との協議を行い設計を進めます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

Table with header information including '磯子区' (Izumi-ku), '高年齢・障害支援課' (High Age/Disability Support Section), '健康福祉局' (Health and Welfare Bureau), '担当者名' (Staff Name: 近藤), 'TEL' (750-2416), '共通区' (Common Area: 全区), '継続年数' (Continuation Period: 新規).

Table with '提案種別' (Proposal Type) and '予算関連' (Budget Related).

Table with '番号' (Number: 3) and '項目' (Item: 自立支援医療(精神通院医療)等の郵送申請利用促進及びオンライン申請システムの構築).

◇地域の課題、基礎データ等

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)の申請者は年々増加しています。窓口申請は受付が区役所窓口に限られており、申請者は平日の日中に来庁する必要があります。そのため、事務処理センターが設置され(自立支援医療はH23年度より、手帳はR元年度より)、郵送申請を受けていますが、郵送申請率が上がっていません。その要因の1つとして、郵送料の負担や切手購入(書類の枚数が個人により異なるため、郵送料を確認して切手を購入する必要がある)の手間が大きいことがあげられます。そこで、郵送申請用の封筒を料金受取人払いにすることで、申請者の負担軽減を図り、申請の利便性を高めるとともに、事務処理センターの有効な活用を進める必要があります。また、結果的に来庁者が減ることで、来庁者の待ち時間が短縮するなどの窓口環境改善が見込まれます。さらに、オンライン申請ができれば、郵送の手間も省け、利便性が一層向上します。【基礎データ】 1 精神保健福祉手帳所持者数(R5年度末) 市:50,211人 磯子区:2,222人 ※参考(R5年度の区窓口申請:1,630人 郵送申請:31人) 郵送申請率1.8% 2 自立支援医療(精神通院医療)受給者数(R5年度) 市:76,364人(区窓口申請:68,552人 郵送申請:7,812人) 郵送申請率10.2% 磯子区:3,457人(区窓口申請:3,035人 郵送申請:422人) 郵送申請率12.2%

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望 8 その他

◇区民からの具体的な要望

窓口で郵送申請を促しても、切手を買って封筒を用意するのは手間、お金がかかることが負担である、切手代も今いくらかわからないという意見がある開庁時間内に来庁する負担や待ち時間への苦情があります。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

磯子区運営方針: II 目標達成に向けた施策◇ともに支えあう暮らしやすいまち 第4期横浜市障害者プラン: ②基本目標の実現に向けて必要な視点 7 必要なサービスの提供体制を確保し続けていく視点 1 郵送申請を促すために、申請者への郵送申請についての情報提供に努めてきました。(待ち時間に見ていただくために、受付カードへ案内を入れる等の工夫をしています。)

◇提案内容・概算額等

1 「精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)郵送申請用 料金受取人払い封筒の作成と郵送料の負担」 ・郵送申請用封筒を料金受取人払いにすることで、郵送申請へのハードルが下がり、来庁せずに申請できるという利便性が向上します。【健康福祉局こころの健康相談センター】 ・区は区民に郵送申請を適切に案内し、窓口申請希望者に対してはサービスの提供体制を確保します。 ・郵送料の負担については、事務処理センターを管轄する健康福祉局が郵送料、封筒作製費を負担する方向で調整を考えています。【健康福祉局こころの健康相談センター】 ・健康福祉局 ※全市分(自立支援医療受給者数をベースに郵送申請を20%と想定) 印刷製本費 ■千円(@■×16千部)、通信運搬費(郵便料)1,760千円(@110×16千通) 2 オンライン申請システムの構築 ・当該申請は、横浜DX戦略の中で申請数の上位100手続きに入っており、オンライン申請の実現を目指しています。また、国が示すマイナンバー利用の横展開の中に、当該申請に必要な保険証・診断書が上位に位置づけられていることから、当該申請をオンライン化することは、国の推進するマイナンバー利用による行政手続きの簡素化に資するものと考えられます。 ・システム構築及び運用に経費が発生しますが、構築にあたっては国の補助金の交付が、運用にあたっては郵送料・申請書印刷費の低減及び窓口業務の負担軽減が期待できることから、早期の導入に向けて検討すべきと考えます。 ・オンライン申請が可能になることで、来庁せずに申請できるという、利便性が向上します。【健康福祉局こころの健康相談センター】 区は区民にオンライン申請を適切に案内し、窓口申請希望者に対してはサービスの提供体制を確保します。

◇参考: 区執行体制上の課題

現行の体制で対応

Table with '所管局' (Department) and '健康福祉局こころの健康相談センター' (Health and Welfare Bureau Kokoro no Kenkou Soudan Center).

◆局回答内容

Table with header '健康福祉局' and 'こころの健康相談センター', and content '担当者名' (Staff Name: 吉田 裕光), 'TEL' (045-671-4455).

Main response table with columns '対応の有無' (Response Status) and '対応の内容' (Response Content). Rows include '対応する場合' (When Responding) and '対応しない場合' (When Not Responding).

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管 局名	こども青少年局	磯子区		こども家庭支援課		
		担当者名	平林	TEL	750-2449	
		共通区	12区(神奈川区、西区、南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、瀬谷区 一部賛同区含む)			
		継続年数		新規		
提案種別		予算関連				
番号	項目					
4	地域子育て支援拠点の更なる充実					
◇地域の課題、基礎データ等						
<p>・磯子区地域子育て支援拠点「いそピヨ」(以下「拠点」という。)の利用者数は、コロナ禍で落ち込んだものの、令和5年度では約17,000人とコロナ前とほぼ同じ水準を取り戻しつつあります。</p> <p>・拠点はJR磯子駅直結の民間ビルに所在し、利用者が徒歩圏、隣駅及びバス利用圏にほぼ集中しています。JR根岸線沿線以外、特に区の北部、南部の世帯にとってはやや遠く、利用したくても「家から遠い」ため、利用しづらいとの声がアンケート(「磯子区子育てニーズ調査」)の結果から見て取れます。</p> <p>・拠点をより使いやすく、区内に居住する多くの子育て世帯が利用できるようにするために、磯子区においても、他区(5年度末時点8区)と同様に拠点サテライトを設置することが求められています。</p> <p>・現在の拠点は、火曜日から土曜日まで週5日開館していますが、共働き世帯の増加や養育者の働き方の多様化から、日曜日の開館に対するニーズが高くなっています。</p> <p>・現在の原則週5日開館から週6日開館とし、日曜日を閉館日とすることで拠点の利便性を更に高めるとともに、女性の利用者に対して極端に少ない男性(父親)の利用を広く呼びかけ、父親の育児参加の促進を図る必要があります。</p> <p>【いそピヨ利用者数(令和5年度実績)】  延べ利用者数:17,211人 親等の延べ利用者(8,633人)の内訳:父親856人(9.9%)、母親7,260人(84.1%)  居住エリア別利用者割合:屏風ヶ浦(32.9%)、磯子(23.4%)、杉田(9.4%)、汐見台(8.8%) ※4地区で約75%を占める。</p> <p>【「磯子区子育てニーズ調査」(令和5年度実施、対象は区内在住の未就学児の養育者)】  いそピヨを利用していない理由:家から遠い(41.2%)  お子さんとお出かけに行きたい曜日と時間:日曜午前(59.8%)、日曜午後(50.2%)</p> <p>【磯子区基礎データ(令和6年4月1日時点)】  ・就学前児童数:6,344人(18区中13番目) ※サテライト既設区の就学前児童数:保土ヶ谷区7,547人、緑区7,880人  ・子育て関係施設等:地域子育て支援拠点1か所、親と子のつどいの広場6か所、子育て支援者会場8か所、子育てサロン26か所、地域ケアプラザ7か所、地区センター4か所、市立保育園2か所等</p>						
◇地域ニーズ等の収集手段						
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他(議員からの要望)						
◇区民からの具体的な要望						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いそピヨを利用したいが、自宅から遠くて利用することができない。自宅から近くで子育て支援を受けたい。</li> <li>・日曜日に親子でいそピヨを利用したくても、閉館日で利用できない。いそピヨを日曜日にも開館してほしい。</li> </ul>						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。						
<p>磯子区運営方針:基本目標「地域の皆様とともにつくる 次世代を育む笑顔あふれるまち・いそご」、目標達成に向けた施策(ともに支えあう暮らしやすいまち)「多様化する子育てニーズに対応する育児支援や、地域での子育てを支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての妊産婦や子育て家庭が地域で見守られ、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを目指し、地域子育て支援拠点「いそピヨ」と連携、協働して包括的な支援を進めてきました。</li> <li>・「磯子区子育てニーズ調査」の結果や子育ての当事者からいただいたご意見を通じて、区内の子育て世帯の状況や子育てニーズの把握に努めてきました。</li> </ul>						
◇提案内容・概算額等						
<p>区の基本目標を達成するため、次のとおり地域子育て支援拠点の更なる充実を提案します。</p> <p>1 地域子育て支援拠点サテライトの新規設置  【概算額】43,000千円</p> <p>2 地域子育て支援拠点の日曜開館(週6日開館)に向けた予算措置  【概算額】4,000千円</p>						
◇参考:区執行体制上の課題						
現行の体制で対応						
◇所管局						
所管局課	こども青少年局地域子育て支援課					

◆局回答内容

こども青少年局		地域子育て支援課	
担当者名	東	TEL	671-4157

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	日曜開館については、全市での実施に向けて課題の検討及び調整を行います。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題



### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

金沢区		こども家庭支援課	
担当者名	古家	TEL	788-7753
共通区	15区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
6	市立保育所の一時保育手続の電子化

◇地域の課題、基礎データ等

一時保育事業は、パート就労等保護者の就労形態の多様化による一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育及び保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感を解消するため、子どもを一時的に預かる事業です。当該事業の利用にあたっては、Webでの利用申込が原則です。

現在、一時保育事業は、利用者が増加傾向にありますが、その支払方法が電子化されていません。そのため、利用者は、金融機関窓口での納付書払いに限定されており、他に都合が付く手段での支払いを選べず、時間的に制約されています。また、Web上の管理方法・仕様において、複数日利用者の利用料の合算や利用実績に基づく納付書の印刷ができないため、各区事業担当者においては、事務作業時間が増加傾向にあります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ( )

◇区民からの具体的な要望

- ・納付書持ち込みによる金融機関での支払いだけでは時間的に制約されるので、他の支払い方法も希望する。
- ・利用手続の煩雑さの解消を希望する。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

納付書による支払いのみの対応  
 なお、利用金額の計算は、Web上で複数日利用の合算ができないこと及びWebから納付書が印刷できないため、別途個別にエクセルファイルで計算・集計、納付書を印刷し、利用者に交付しています。

◇提案内容・概算額等

- 市民の利便性向上に向けて次を提案します。また、これに伴う本市の当該事業の実施要綱の改正も提案します。
- ・クレジットを含めた支払方法の電子化及び円滑に支払確認ができるようにすること (Webで払込確認を可能に。)
  - ・加えて、電子支払が利用できない者及び迅速な納付書の交付のために、次を提案します。
  - ・支払い方法に、コンビニ支払もできるようにすること
  - ・システム改修においては、選択的に複数日利用の合計金額を計算できるようにすること
  - ・システム改修においては、選択的に複数日利用の合計金額を納付書に印刷できるようにすること

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	こども青少年局 保育・教育支援課、保育・教育運営課
------	---------------------------

◆局回答内容

こども青少年局		保育・教育支援課 保育・教育運営課	
担当者名	渡部 (支援課) 大東 (運営課)	TEL	671-2396 (支援課) 671-3564 (運営課)

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	市立保育所における一時保育利用料の支払い方法については、電子決済の導入に向けた検討を進めています。 また、一時預かりweb予約システムにおける複数日利用の合計金額の計算については、令和6年度のシステム改修にて対応済みです。 なお、電子決済ができない方向けのコンビニ納付対応については、一時保育利用料の債権額に対して、システム改修費やコンビニ収納代行手数料など、導入に要する経費が高額になることが見込まれるため、本事業における導入については慎重にすべきと考えます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

戸塚区		総務課	
担当者名	堀口・幕田	TEL	866-8315
共通区	16区（神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区）		

所管局名	建築局、消防局
------	---------

継続年数	新規
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
----	----

2	火災被災者の一時的な宿泊場所に関する支援
---	----------------------

#### ◇地域の課題、基礎データ等

- 火災により住宅に住めなくなった方が、一時的な宿泊場所（被災当日・翌日の宿泊）に困る事案が発生し、区役所に相談がありました。  
【相談実績】令和6年以内に2件発生  
①病院経由で区役所に相談あり。区庁舎は利用不可、市営住宅は罹災証明書がなく入居不可、区役所高齢・障害支援課では案内できる施設なし、地元町内会では被災者が町内会に未加入のため町内会館の使用不可  
②消防署経由で区役所に相談あり。町内会に未加入のため町内会館の使用不可  
祝日のため市営住宅への入居対応不可  
【潜在的ニーズ】  
①令和5年1月～12月に戸塚区内で発生した火災49件のうち、全焼・半焼などの被害で家に住むことができなくなった事案が5件発生（ただし、マンション火災などの大規模火災の発生年は、件数増の可能性あり）  
②市議会議員の事務所に一時宿泊を行った事例報告あり
- 被災者が「生活保護受給者」であれば「無料低額宿泊所」、「障害者手帳所有者」であれば「ショートステイ施設」、「自治会町内会加入者」であれば地域の状況により「自治会町内会館」などの相談先があるものの、そのいずれにも属さない方が支援を必要とする事案で、最低限の健康と安全を守る方策を立てることが求められています。
- 高齢化が進む中で単身世帯の割合も増えており、これまでのように地域内の交流や支え合いなど、住民の善意に頼るだけでは限界があります。困難な事態に直面し、精神的にも追い込まれている被災者に対し、公的支援策を整理する必要があります。
- 被災者支援策として、市営住宅の一時入居の制度がありますが、入居の手続きには罹災証明書と住民票の写しが必要であり、罹災証明書の取得に時間を要すると入居できるまでに数日かかることとなります。一時入居対応住宅においても、清掃状況の確認や鍵渡し対応、休庁時間帯（土日祝日、夜間）対応は行っていないなど、即日入居できる体制となっていません。

#### ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

#### ◇区民からの具体的な要望

住宅の火災により一時的に住む場所がなくなってしまったため、市の制度等で対応してもらえないか相談あり（令和6年に2件の実績）

#### ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

相談はあったものの、これまで区として対応できた実績はなし

#### ◇提案内容・概算額等

区と関係各課が連携することで、火災により被災された方が支援を必要とする場合に、最低限の健康と安全を守る方策を案内できる体制を構築します。

- 市営住宅の一時入居について、休庁時間帯（土日祝日、夜間）を含めた鍵渡し対応を指定管理業務（年度協定項目）に追加することにより、即日入居を可能とする運営体制を構築します。（清掃状況の確認等は優先事項としない）【建築局市営住宅課】
- 市営住宅の一時入居の申請に必要な「罹災証明書」の発行に日数を要する場合に、現場調査を担当した消防署が対象者氏名、罹災日時、罹災場所、罹災状況を確認できる18区統一様式（情報提供票）を建築局市営住宅課に提供し、一時入居の手続きが迅速に進むようにします。【消防局予防課】

#### ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

#### ◇所管局

所管局課	建築局市営住宅課、消防局予防課
------	-----------------

## ◆局回答内容

建築局		市営住宅課	
担当者名	廣沢・山崎	TEL	671-2923

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	市営住宅は、公営住宅法や横浜市営住宅条例等に基づき、市営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、合理的な管理に支障のない範囲において、①災害により住宅を失った者②DV被害者③犯罪被害者等の方々には住宅を提供しています。また大規模災害時（東日本大震災、能登半島地震、ウクライナ避難民）においても住戸を提供しています。 今回の提案がありました火災被害の方々に対しては、消防局が発行しています「火災の被害を受けられた方へ」（令和6年6月版）の「31市営住宅への一時入居の手続き」に基づき一定の条件を設けて住宅を提供しています。消防局と建築局市営住宅課が連携して要件確認を行い、引き続き迅速に住宅提供ができるよう努めてまいります。
	◇対応する場合の課題

消防局		予防課	
担当者名	西川	TEL	334-6752

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	当局ではすでに、市営住宅への緊急的な入居の際に必要な罹災証明書の発行を、土日休日を含めて対応しています。 また、被災者本人の要請に基づき、建築局から依頼があれば、必要な情報を提供することができます。
	◇対応する場合の課題

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名 にぎわいスポーツ文化局

栄区 区政推進課
担当者名 眞柄、森 TEL 894-8161
共通区 戸塚区

継続年数 2年

提案種別 予算関連
番号 1 市南西部における小中学生が硬式野球をできる環境の提供に向けた調査
◇地域の課題、基礎データ等
1 本市南西部における硬式野球をできる環境については、「令和6年予算編成に向けた区提案反映制度調査」の番号4（市南西部における小中学生が硬式野球をできる環境の提供に向けた調査）にて、【施設数が十分ではない状況で新たに別の施設を探す必要が生じている】と整理されています。
2 上述の区提案反映制度調査では、①市南西部における対応方針の検証、②将来的な硬式野球場の確保策として「栄区金井町に整備される金井第二遊水地の上部（底盤）利用」も含め検討と提案され、対応するとされています。
3 令和6年度～令和9年度以降における所管局課、関連局課及び提案区の役割が関係課長会で整理されています。
4 金井第二遊水地整備工事はR13年度完工となっていますが、河川近傍での整備という施設設計及び土木工事に係る様々なリスクへの対応が求められることの多い特徴を踏まえ、県の工事や市域等における類似施設に係る状況の把握は、今後の当該遊水地の上部利用に係る様々な検討を行う上で必要な事項となります。
◇地域ニーズ等の収集手段
■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等
□ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 ■ 7 関係団体からの要望
■ 8 その他（議員団からの要望（戸塚区））
◇区民からの具体的な要望
・硬式野球ができる場所を確保できず、県外まで遠征していることがあるため、市内にもっと整備してほしい。
・地域の子供が伸び伸びと運動でき、地域の運動会やお祭りが開催可能な広場も整備してほしい。
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。
・R5年度より神奈川県が整備に着手している栄区内の金井第二遊水地の上部利用について、本市としての利用意向を書面で県に提出済。【財政局】
・神奈川県からは、市が行う上部利用ができる最低限の施工は可能だが、利用における細部の整備等は遊水地の機能を損なわない範囲で、本市が行い管理することを議員団会議（R5年度6/8,6/12）の場で神奈川県から回答済。
・硬式野球ができる場の具体的な調整において、どの局が整備や管理主体を担うかなど関係局との調整を実施。
◇提案内容・概算額等
・金井第二遊水地整備工事の施工状況等に係る神奈川県との情報共有
【下水道河川局河川企画課、戸塚区、栄区】
・市域等におけるスポーツに係る施設状況の把握
【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、みどり環境局戦略企画課、戸塚区、栄区】
・所管局課、関連局課及び提案区による、継続的な情報共有の実施
【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、みどり環境局戦略企画課、下水道河川局河川企画課、戸塚区、栄区】
◇参考：区執行体制上の課題
現行の体制で対応
◇所管局
所管局課 にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

局回答内容

にぎわいスポーツ文化局 スポーツ振興課
担当者名 赤崎、呉 TEL 671-3583

対応の有無 対応する
対応する場合 ◇対応の内容
市域等におけるスポーツに係る施設状況を把握します。また、所管局課、関連局課及び提案区による、継続的な情報共有の実施します。
対応しない場合 ◇課題に対する局の考え方
◇対応する場合の課題



### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	みどり環境局	栄区		区政推進課	
		担当者名	山口、大辻	TEL	894-8161
		共通区	3区(港南区、磯子区、金沢区)		
		継続年数	3年		

提案種別	
制度関連	
番号	項目
3	円海山周辺緑地の利用実態を踏まえた魅力づくりの検討
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>栄区の南東部には、横浜市緑の10大拠点の一つである市内最大級の緑地・円海山周辺緑地があり、区民に親しまれています(※1)。横浜市都市計画マスタープラン栄区プランにおいても、良好な緑地や水辺を区の魅力に位置づけ、その発信に取り組んでいます。緑地の保全活動をしている団体の高齢化や緑地周辺地域の人口減少などの課題があり、さらなる魅力発信の取組により、市民と緑の関わりを増やすことが求められます。</p> <p>一方で、森を活用した魅力づくり及び発信においては、単なる観光振興ではなく、緑地保全の観点や利用者のマナー啓発等を含め、持続可能性に配慮した取組を行う必要があるため、より効果的で適切な取組を実施するために円海山周辺緑地の利用者のニーズ等の調査結果を把握、分析したうえで、魅力を発信していく必要があります。</p> <p>(※1) 令和5年度区民意識調査における緑地と水辺環境の満足度：79.6%</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ( )	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄区の魅力を高めるために森を活用してほしい。</li> <li>・ハイキングコースに休憩できる場所を整備してほしい。</li> </ul>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6年度栄区運営方針 施策「いつまでも愛着を持って過ごせる魅力的なまちづくり」</li> <li>●横浜市都市計画マスタープラン栄区プラン まちづくりの基本理念「次世代に継承する緑豊かな生活文化都市」-まちづくりの目標3「自然に囲まれた生活ができるまちづくり」</li> <li>●区実施事業抜粋 <ul style="list-style-type: none"> <li>①小学生向け自然体験教室 ②さかえグリーンサポーター制度の創設運用(企業団体と愛護会等のマッチングによる環境活動団体の支援) ③環境活動団体の交流会 ④広報よこはま、地域情報誌等への記事掲載 ⑤利用実態調査(R4年度秋冬、R5年度春夏) ⑥デジタルコンテンツの作成</li> </ul> </li> </ul>	
◇提案内容・概算額等	
<p>市内最大級の緑地である円海山周辺緑地をまちの魅力にとらえ、その魅力に新規住民や来街者が集うことで、まちや緑地の持続可能性を高める事業を中長期的に実施する必要があります。そこで、緑地の魅力づくり及び発信の取組を検討するために令和4、5年度に区で実施した実態調査及び分析の結果をもとに、令和6年度に区局で検討した魅力づくりの方向性に沿って、令和7年度から区局で連携して具体的な取組を検討・実施します。</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	みどり環境局環境活動事業課

#### ◆局回答内容

みどり環境局		環境活動事業課	
担当者名	田代(環境活動事業課) 河野(公園緑地事業課) 北村(南部公園緑地事務所) 今村(戦略企画課)	TEL	671-2624 671-3534 831-8484 671-4214

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	局内関係課とともに、引き続き円海山周辺の緑地の活用・魅力づくりの方向性や事業の推進について、区局で連携していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	総務局	栄区		総務課		
		担当者名	武内	TEL	894-8312	
		共通区	15区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区）			
		継続年数		新規		

提案種別	
制度関連	
番号	項目
5	感震ブレーカー設置推進事業の見直し
◇地域の課題、基礎データ等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市では、防災計画、通電火災を防ぐため感震ブレーカーの設置について、啓発及び対策の支援を行うこととしています。また、市民に在宅避難を呼びかけており、在宅避難のために、火災予防の取組は引続き推し進めるべき課題です。</li> <li>これまで「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域に含まれる11行政区で、個人向けの感震ブレーカーの助成・取付支援及び自治会町内会向け感震ブレーカー設置推進補助事業が行われており、令和6年度から栄区を含め全区での自治会町内会向け感震ブレーカー設置推進補助事業が開始されました。</li> <li>現状、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域の市民にのみ、個人向けの感震ブレーカーの助成・取付支援を実施しており、対象地域ではない市民には、自治会・町内会・マンション管理組合が取りまとめたうえで、助成の申請をすることになっており、煩雑な作業を自治会・町内会等に強いています。その影響もあり自治会町内会向けの補助事業の利用は伸び悩んでいる状況があります。</li> </ul>	
【自治会町内会向け補助事業】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>実績（全市）：令和4年度125件、令和5年度124件</li> <li>補助要件：加入世帯10世帯以上へ、補助対象製品を購入・設置すること</li> <li>補助率：1/2（上限額：器具1個当たり2,000円補助、千円未満は切捨て）</li> </ul>	
【個人向け助成事業】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>実績（全市）：令和4年度433件、令和5年696件</li> <li>対象者：「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域にお住まいの世帯</li> <li>自己負担額：器具によって異なります。</li> </ul>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会町内会としては、感震ブレーカーの取り付け希望者の取りまとめや一部費用の受渡しなど煩雑な作業があるため、利用しにくい。個人向けの感震ブレーカーの助成について、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域だけでなく、全市民向けに実施してほしいという要望を受けています。</li> </ul>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>現行の自治会町内会でとりまとめて申請してもらうことをご案内しています。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>自治会町内会が取りまとめて申請する方法では、自治会町内会の負担が大きいため、自治会・町内会・マンション管理組合向けの感震ブレーカー助成を廃止し、個人向け感震ブレーカーの助成制度を18区への展開し、申請手続きを簡潔にすることで、利用者の増加を図ります。</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	総務局地域防災課

◆局回答内容

総務局		地域防災課	
担当者名	海野	TEL	671-3456

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>平成25年度から木造住宅密集地域限定で実施していた自治会等向けの感震ブレーカー購入費等の補助を令和6年度から全市域に拡大しました。自治会等がまとめて設置することで、通電火災を面的に予防できる効果が期待できますが、一方で「購入希望者のとりまとめの負担」や「手続きが煩雑で使いづらい」などの御意見をいただいています。自治会等のとりまとめが不要で、個人で申し込める制度の対象地域を全市域に拡大を検討します。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	栄区		高齢・障害支援課		
		担当者名	山内	TEL	894-8415	
		共通区	15区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区）			
		継続年数	新規			
提案種別		制度関連				
番号	項目					
6	高齢者支援における危機介入に係る区局による対応検討の推進					
◇地域の課題、基礎データ等						
<p>本市全体で、高齢化率、要介護認定率ともに増加しています。栄区は中でも高齢化率が高く、とりわけ75歳以上割合が市内でも最も多く、相対的に援助、援護を要する高齢者が多い状況です。</p> <p>高齢者虐待（または疑い）や、8050世帯を含む家族間調整を要する世帯や、高齢者自身の安否確認を要する案件など、行政がかかわる必要のある対象者も増加しています。</p> <p>【基礎データ】</p> <p>1 高齢者数（令和6年3月末）</p> <p>【栄区】37,259人（高齢化率30.8%）、うち75歳以上：23,567人（19.5%）</p> <p>【本市】939,023人（高齢化率25%）、うち75歳以上：537,892人（14.3%）</p> <p>2 介護認定者数（令和5年3月末）</p> <p>【栄区】第1号保険者数：37,517人、要介護認定数：7,099人、認定率：18.6%</p> <p>【本市】第1号保険者数：934,278人、要介護認定数：183,433人、認定率：19.2%</p> <p>3 40歳～64歳のひきこもり調査（令和4年横浜市子ども、若者調査・市民生活実態調査）</p> <p>(1) 推計人数</p> <p>平成29年度：約12,000人、令和4年度：約20,000人</p> <p>(2) 同居人の有無</p> <p>令和4年度91.1%</p> <p>→上記データからも8050世帯が増加傾向であることがうかがえます。</p> <p>4 虐待対応件数</p> <p>(1) 栄区通報件数の推移</p> <p>令和2年29件、令和3年36件、令和4年41件</p> <p>(2) 本市通報件数の推移</p> <p>令和2年816件、令和3年989件、令和4年1109件</p>						
◇地域ニーズ等の収集手段						
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）						
◇区民からの具体的な要望						
<p>区民から寄せられる窓口における相談や、町内会等地域からも昨今、単身もしくは高齢者のみの世帯や8050世帯と思われる世帯の高齢者の生活や安否を心配する相談が増加しています。また、栄区は地域住民による見守り活動が特に盛んな地域もあり、地域住民の自主的な見守り活動の中で高齢者の生活や安否を心配する相談が寄せられることがあります。</p>						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。						
<p>1 高齢者虐待対応では、原則、所管局の作成している「横浜市高齢者虐待防止マニュアル」を基に対応していますが、虐待通報時のより正確な状況把握のために、「栄区虐待インテークチェック表」を令和3年12月に、また高齢者虐待の初動対応の判断を補助するツールとして、「虐待判断時のポイント」を令和3年12月にそれぞれ作成し、区内における対応の整理と平準化を図ってきました。</p> <p>2 区役所に寄せられる相談等の中には、虐待通報ではない高齢者自身の安否を心配する案件や、8050世帯等キーパーソンが不在、もしくは不明確な世帯の案件も多くなっています。特に区として危機介入の視点が必要な案件は、責任職を含めた対応は行っていますが、初動や実働の多くは、職員個々の判断とカンファレンス等で関係者の経験を踏まえながら対応する比重が多い状況です。</p>						
◇提案内容・概算額等						
<p>1 各区における、特に行政の危機介入（安否確認）として対応が必要なケースについて、対応事例の積み上げと共通点の洗い出し。</p> <p>2 区役所が担うべき、リスクマネジメントにおいて求められる役割の洗い出しと整理。</p> <p>3 上記1～2の確認、協議、検討の推進に当たり、区局による協議の場の設置を提案。（なお協議の場としては、の高齢・障害支援課長会議や高齢者支援担当課係長会議などの既存の会議体の活用も視野に入れ検討。）</p> <p>4 区局の協議の場の成果物として、上記1における洗い出しを行った事例を事例集としてまとめ、2で洗い出しを行った区役所のリスクマネジメントに求められる役割を「対応における留意点」として盛り込み、区役所の実対応において活用できるようにし、18区における対応の底上げを目指します。</p>						
◇参考：区執行体制上の課題						
<p>現在の体制で対応</p>						
◇所管局						
所管局課	健康福祉局福祉保健課、高齢在宅支援課					

◆局回答内容

健康福祉局		福祉保健課・高齢在宅支援課	
担当者名	①高齢在宅支援課：柏田、②福祉保健課：竹上	TEL	①671-2405 ②671-3428

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>行政の危機介入の判断（安否確認）については、対象者の心身やサービスの利用状況、対象者をとりまく地域特性、社会資源の有無等、個別性が高く、専門職が個別のケースの状況に沿ってその都度、組織的に協議を行って支援方針を決定するものであると考えます。そのため、区局による協議の場で一般化し、リスクマネジメントにおいて求められる役割の洗い出しと整理をすることは困難であると考えます。</p> <p>また、日常業務の中で予防的な視点を持った危機管理や組織判断に基づく危機対応を主体的に行うことは、専門職が主にOJTの中で身につけるべき能力（スキル）であると考えます。既に各区で行っている事例検討や事例の共有に加え、既存の課長会や係長会等を活用し、18区それぞれの対応事例や対応時に留意した点等を共有することは可能ですが、対応事例の積み上げと共通点の洗い出しのための事例集の作成は、区専門職の業務負担に対し、対応の底上げにつながる効果は少ないと考えます。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>上記「課題に対する局の考え方」に加え、事例集の作成については、効果が限定的であることに対し、検討会の開催や具体的な事例を集約するために各区専門職が事例様式を作成する必要が生じること等から、区局ともに業務増につながり、他業務に影響を及ぼす可能性があることが課題であると考えます。</p>

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	政策経営局
------	-------

泉区		区政推進課	
担当者名	志澤	TEL	800-2331
共通区	全区		

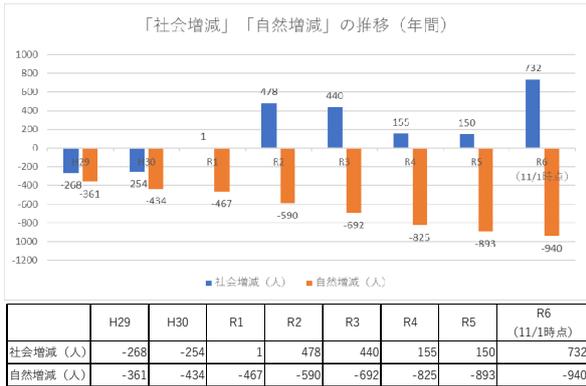
継続年数	3年
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
1	「住みたい・住み続けたいまち 横浜」をPRするシティプロモーションの実施

◇地域の課題、基礎データ等

1 現状  
 (1) 人口減少  
 ・ピーク時：155,725人 (H22年)  
 ・現在：150,473人 (R6年11月1日時点)  
 →約5,000人の減  
 (社会増に転換してきているが、自然減の影響が大きい)



(2) 定住意向  
 定住意向は増加傾向

	R3(%)	R4(%)	R5(%)
定住意向	67.5	68.8	76.8
転居意向	15.3	17.4	7.4

※令和3～5年市民意識調査 (泉区)

2 課題  
 (1) 若い世代をターゲットにした定住・転入の働きかけが必要  
 (2) 区民の愛着心を高める取組が必要  
 泉区の居住環境を含めた魅力のアピールが必要  
 →他都市 (神奈川県内、神戸市等) では横浜をターゲットにした移住促進が多い。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ( )

◇区民からの具体的な要望

・区が主体となってプロモーション本部を立ち上げているが、ブランドイメージを向上していく姿勢は今までの泉区になり活動であり期待している。  
 ・地域にとっても活性化の好機であると感じている。特に若い世代に「住むなら泉区」と実感してもらい、転入・定住につなげて、活力あふれる地域をつくってもらいたい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

泉区では、令和6年度泉区運営方針基本目標の「みらいへ進もう！地域とともに」における目標達成に向けた施策1「にぎわいの創出と発信による魅力づくり ～とどげよう！いずみの魅力～」において、定住・転入に向けた取組を推進しています。前述の平成22年をピークに減少する人口の状況を踏まえ、平成29年度に「定住・転入促進事業」として事業化されました。区内外の若い世代に泉区を知ってもらい、「居住地としてのブランドイメージの定着」や「区民の愛着心の向上」を図り、定住・転入の促進につなげることを目指しています。

◇提案内容・概算額等

人口減少などの課題に対して、居住地としての魅力のPRを行っている郊外区等と、政策経営局及び関連局による連携の継続を希望します。

- 【具体的対応】
- ①関係区局によるプロジェクト等の体制を継続  
 区局それぞれが持つ課題やPRの実績・ノウハウ等を共有し、局によるスケールメリットを生かし相乗効果を図るなど、市として一体的に「住みたい・住み続けたいまち横浜」のシティプロモーションを推進します。
  - ②横浜市版 居住促進PRサイトの継続運用  
 運用後の効果検証を行いつつ、効果的な転入増となる取組に向けて共に検討します。
  - ③効果的な市の情報発信内容の検討  
 転入者のライフスタイルに合わせて、市の施策を効果的に発信し制度の利用促進と定住意向の向上につなげる内容を共に検討します。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	政策経営局広報戦略・プロモーション課
-----	--------------------

## ◆局回答内容

政策経営局		広報戦略・プロモーション課	
担当者名	関戸	TEL	671-3680

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	①関係区局による検討体制を継続します。 ②「横浜移住サイト」の継続運用に向け、所要額を令和7年度予算に計上します。 ③定住にも繋がる移住促進の情報発信内容について、 関係区局による検討体制を活用し検討を行っていきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	都市整備局、健康福祉局、みどり環境局、道路局
------	------------------------

泉区		区政推進課	
担当者名	稲垣、平野	TEL	800-2332
共通区	戸塚区		

継続年数	7年以上
------	------

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
3	深谷通信所跡地利用基本計画の確実な事業推進、各局連携

◇地域の課題、基礎データ等

1 経過  
平成26年 深谷通信所返還  
平成30年 「深谷通信所跡地利用基本計画」策定  
令和9年頃 都市計画決定(予定)  
都市計画決定後 4年間程度 着工準備期間  
工事着工後 15年間程度 工事期間

2 地域状況  
・基本計画の実現に向けて過年度、環境アセスメント手続(配慮書、方法書)が実施され、地域では事業が少しずつ進んで来ているとの認識がされています。  
・環境アセスメントの手続きが進み、事業の全体像やスケジュールが地域に示されたことで、地域の関心は、公園、墓園、接続道路等の詳細内容に移りつつあります。  
・77haに及ぶ大規模な整備であり、既存の「かまくらみち」だけでは、地元の交通渋滞等、生活環境に与える影響が大きいことから、環状3号線、環状4号線との接続道路の整備については、事業全体を進める上で必要不可欠なものとして、特に関心が高くなっています。

3 課題認識  
・今後の都市計画決定に向けては、各局間の事業スケジュールを調整した上で、確実に実現するためのマネジメントが求められます。  
・地域で事業全体のポイントと認識している環状3号線、環状4号線との接続道路の整備については、各局事業整備の段階に応じた道路整備計画を地域に示すことで、安心感を持ってもらうことが重要です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他( )

◇区民からの具体的な要望

・事業を進める上で環状3号線、環状4号線との連絡道路は必要不可欠。かまくらみちだけでは交通需要を満たすことは難しい。新たな道路インフラの整備無くして基本計画は成り立たない

・連絡道路の整備スケジュールはどうなっているか。公園、墓園、外周道路の段階的な供用開始スケジュールと整合性は取れているのか。

・上瀬谷通信施設跡地の進捗と比較して深谷は進んでいないと感じる。「都市計画決定までのスケジュール(ロードマップ)」を地域に丁寧に説明することで、着実に事業が進んでいくという実感を持たせてほしい

・都市計画決定後の各事業(公園、墓園、道路)について地域の意見を反映した上で着実に整備を進めてほしい

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・泉区運営方針：魅力向上・創出「とどげよう!いずみの魅力」
- ・地域意見を反映した跡地利用及び暫定利用の実現に向けた調整
- ・地域要望を踏まえた対応
  - ①中央広場一般開放及び広場でのイベント開催
  - ②消防ヘリ離発着訓練及びPR動画作成広報
  - ③公共トイレの整備

◇提案内容・概算額等

・都市整備局が中心となり、地域住民に納得性の高い説明ができるよう進捗管理、スケジュール調整等の事業全体のマネジメントの着実な推進

・事業局(健康福祉局、みどり環境局、道路局)間のスケジュール調整等、連携による円滑な事業実施

・都市計画決定に向けた丁寧な地域説明(深谷通信所返還対策協議会等)及び事業費確保

・都市整備局と国との管理委託契約敷地の適切な維持管理の実施

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	都市整備局基地対策課、健康福祉局環境施設課、みどり環境局公園緑地事業課、道路局企画課
-----	--------------------------------------------

## ◆局回答内容

都市整備局		基地対策課	
担当者名	今野、中道、高橋	TEL	671-4002

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 事業実施に向けた全体調整や丁寧な地域説明を行います。 暫定利用に関する運営・維持管理を行います。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

健康福祉局		環境施設課	
担当者名	黒川、宮本、廣田	TEL	671-4387

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 環境影響評価手続等、令和9年頃の都市計画決定に向けて、引き続き必要な手続きや調整を進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

みどり環境局		公園緑地事業課	
担当者名	松永	TEL	671-4611

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 都市計画決定に向けて手続きを着実に進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

道路局		企画課	
担当者名	森、山蔭、野本	TEL	671-2777

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 都市計画決定に向けて、関係機関等と協議、調整を進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局
------	-----

瀬谷区		総務課	
担当者名	半戸、橋本	TEL	367-5611
共通区	4区（西区、保土ヶ谷区、都筑区、栄区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
1	市防災スピーカーと区防災スピーカーとの一体的運用

◇地域の課題、基礎データ等

市防災スピーカーは市内190基設置されていますが、市内の人口カバー率は50%を下回る試算となっており、令和4年度に市が行ったアンケート結果でも全く聞こえなかったとの回答が67%となっています。

瀬谷区では平成26年に瀬谷北部連合、本郷連合、瀬谷第二連合の3連合自治会から、市長及び市会議長あてに「境川の川沿いへの防災無線の設置」に係る陳情がなされました。それを受け、平成28年に総務局危機管理室により区防災スピーカーが設置され、運用及び維持管理は、平成31年4月から瀬谷区で行っています。区防災スピーカーは、境川流域の居住者に向けて区が手動で避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）のみ放送する運用としています。市防災スピーカーとシステムが違うので、Jアラートなど国からの緊急情報に対応していないという課題があります。

また、区防災スピーカーの安定した運用のために、3年に一度バッテリー交換や修繕が必要となりますが、人件費や電気代の高騰により区の自主企画事業費での負担が大きくなっています。そして、設置から年数がたつと経年とともに修繕等の頻度が高くなり、これまで以上に区の自主企画事業費での負担が大きくなる可能性があり運用維持が困難となります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（地域住民からの、訓練の場や地域の会合における繰り返しの要望）

◇区民からの具体的な要望

・毎年、市防災スピーカーの発報訓練を実施していますが、音が聞こえないと区民から御意見をいただきます。令和6年度瀬谷区防災対策連絡協議会においても、連合町内会長より市防災スピーカーの内容が聞こえず住民の安全を守るためにも聞こえるようにしてほしいとの要望がありました。

・境川流域には市設置の防災スピーカーはなく、Jアラートなど国からの緊急情報が聞こえません。一方で、区防災スピーカーが設置されているので、そこからJアラートなど国からの緊急情報を流してほしいと要望を受けています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

【総務局】 H28：基本設計 H29：実施設計 H30：工事着手  
 【瀬谷区】 H31.4：運用・維持管理開始

◇提案内容・概算額等

【提案内容】  
 既存の市防災スピーカーの設置状況では、Jアラート等の国からの緊急情報が聞こえない地域が多くあります。一方で、区独自の防災スピーカーからの発報のみが聞こえる地域があります。既存の区防災スピーカーを市防災スピーカーとしてシステムを改修し、維持管理予算も含め運用することで、Jアラート等の国からの緊急情報が聞こえる地域を拡大することを提案します。

《概算額》  
 システム改修費用 概算 ■■■■■千円

《参考》  
 令和6年度 区防災スピーカー維持管理、バッテリー交換費 ■■■■■千円見込

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	総務局緊急対策課
------	----------

## ◆局回答内容

総務局		緊急対策課	
担当者名	山本・山口	TEL	671-2143

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 市防災スピーカーは、沿岸部と人口が多いエリアを中心に整備しており、現在、増設の予定はなく、区防災スピーカーを市防災スピーカーとして運用する予定はありません。Jアラート機能追加対応を含め、引き続き、その運用・維持管理をお願いします。また、市防災スピーカーの音が聞こえづらい課題につきましては、現在、音質改善に向けてシステム更新を検討しています。
	◇対応する場合の課題
	・市防災スピーカーとして運用する場合は、全市的視点から、沿岸部やより人口が多いエリアなどに配置場所を見直す可能性があります。

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

瀬谷区		区政推進課	
担当者名	高田、加賀谷	TEL	367-5631
共通区	全区		

所管局名	脱炭素・GREEN×EXPO推進局
------	-------------------

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
2	「GREEN×EXPO 2027」(2027年国際園芸博覧会)開催に向けた区局一体となった取組

#### ◇地域の課題、基礎データ等

「GREEN×EXPO 2027」(2027年国際園芸博覧会) (以下「博覧会」) は、開催まで3年をきり、各種イベントでの広報活動や区の連携した取組などにより、市民の認知度は上がってきています。そのため、認知だけに留まらず、今後、明らかになっていくコンテンツ等を計画的に周知することにより、来場促進に繋げる必要があります。

また、瀬谷区の小学校などから、機運醸成に繋がる取組を実施したいが、内容や開催理念が分からないので知りたいという意見も出ています。そのため、地域団体等が主体となって自主的に機運醸成に取り組めるように、また、博覧会の開催理念やテーマに共感してもらい、開催を契機とした様々な行動変容に繋げていく必要もあります。

そのためには、所管局である脱炭素・GREEN×EXPO推進局だけではなく、開催理念や「花・緑」や「環境」などのテーマに関連する関係局と18区が一体となって取り組む必要があります。

##### 【基礎データ】

- 博覧会開催の市民認知度  
市民の直近の現状値：約46% (「横浜市中期計画2022-2025」政策指標国際園芸博覧会開催の市民認知度)
- 区民の認知度：約86% (令和5年度瀬谷区区民意識調査)

#### ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ( )

#### ◇区民からの具体的な要望

- 博覧会の認知度向上のため地元瀬谷区にとどまらず市内・市外で幅広く取組を行うことが重要
- 地域一体となって盛り上げるためには、区役所だけでなく各種団体の協力も不可欠である
- 博覧会に向けて機運醸成の取組を実施したいが、博覧会の内容が分からないので情報発信をしてほしい

#### ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

令和6年度 瀬谷区運営方針の「目標達成に向けた施策」において「賑わいと魅力の創出・GREEN×EXPO 2027に向けた機運醸成」として位置づけています。

◇提案内容・概算額等

1 博覧会開催に向けた区局横断したプロジェクトチームの設置及び推進【脱炭素・GREEN×EXPO推進局】  
 博覧会の来場促進に繋がる取組と開催を契機とした行動変容に繋げるための取組を推進するため、所管局である脱炭素・GREEN×EXPO推進局をはじめ、「花・緑」を所管するみどり環境局など、開催理念やテーマに関連する関係局と18区が連携して進めるためのプロジェクトチームを設置する。

また、博覧会開催に向けて、子どもから大人、障がい者など全ての方々が安心して参加できる博覧会であることを伝え、開催を楽しみに待っていただける取組や行動変容を促すためには、学齢期からの働きかけが効果的なことから、小中学生を対象とした取組を検討する必要があります。そのため、関係局には、健康福祉局やこども青少年局、教育委員会事務局なども含めたプロジェクトチームにする必要があります。

《具体的内容（例）》

- ・区局で実施する取組が市として一体感かつ効果的な取組となるよう議論及び意思決定
- ・博覧会開催までに区局が実施する取組に関する広報計画の作成及び調整
- ・小中学生や各種団体などが主体となった機運醸成促進の取組検討及び実施
- ・行動変容に繋げるための取組検討及び実施
- ・区局協会が実施する取組の情報共有及び意見交換

2 区で実施する機運醸成の取組【脱炭素・GREEN×EXPO推進局】

各区において区の状況に合わせた取組を実施するための、各区事業への予算措置の拡大（取組例）

- ・「花・緑・農・食」、SDGs、GX等、開催テーマに沿ったイベントの実施
- ・区内花壇などの整備
- ・他区と連携した取組（相鉄線・JR横浜線沿いの区との連携等）

瀬谷区 千円（全区一律でなく、各区の状況に応じて予算措置）

（参考）R6予算措置（千円）：千円（瀬谷区、旭区、緑区）千円（他15区）

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課

脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課

◆局回答内容

脱炭素・GREEN×EXPO推進局		GREEN×EXPO推進課	
担当者名	長門、西野	TEL	671-4627

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	あらゆる世代の皆様への期待感や高揚感を醸成し、開催への機運をさらに高められるよう区役所課長級以下の会議体と緊密に連携するほか、関係局とも情報を共有し、市役所の様々な施策と連動させるなど全庁一丸となって取組を加速させます。また、18区が各々の特性や地域に合った広報プロモーションを柔軟に実施できるよう予算対応します。こうした取組を通じて、来場・参加促進や開催を契機とした行動変容に繋がります。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	脱炭素・GREEN×EXPO推進局
------	-------------------

瀬谷区		区政推進課, 瀬谷土木事務所	
担当者名	村上、矢野	TEL	367-5631, 364-1105
共通区	2区(旭区、緑区)		

継続年数	2年
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
5	GREEN×EXPO 2027開催時等における、駅利用者・道路利用者の日常の移動の利便性確保

**◇地域の課題、基礎データ等**

区内の都市計画道路整備率は45.1%で18区中16番目となっており、道路ネットワークの整備が課題となっています。

また、一般道においても道路の整備は遅れており、主要道路である県道瀬谷柏尾等では道路改良事業により一部区間において車道拡幅や歩道設置を行っていますが、未だ歩道が未整備で歩行者等の安全確保が不十分な箇所や右左折車線が整備されず日常的に交通渋滞が発生している箇所が多くあります。

その上、GREEN×EXPO 2027の会期中の約6か月にわたり一日当たり平時で約5～7万人/日、多い日には10.5万人/日の来場が見込まれ、徒歩や自転車等を除いた大半の来場者がバスや自家用車で来場すると想定されています。

そのため、開催期間中は、多くの事業所や物流施設がある会場の北側や、区民の多くが生活する会場の南側の双方で交通量が増加します。八王子街道の拡幅、瀬谷地内線の整備等が進められていますが、それでも区民等からGREEN×EXPO 2027の開催に伴う道路渋滞への懸念が様々な場で見られています。

また、市内では三ツ境駅、瀬谷駅、十日市場駅から会場へのシャトルバス輸送が予定されており、開催中は駅利用者が増加することが見込まれる中で、駅利用者をはじめとした各駅周辺の歩行者の円滑な移動の確保も必要です。

以上より、今後策定される予定となっているGREEN×EXPO 2027の輸送実施計画については、開催中も周辺住民等の通勤・通学をはじめとする日常の移動の利便性が確保されるように関係機関等と調整し、そこで示された輸送計画が着実に実行される必要があります。

さらには、開催に向けて多くの工事をはじめとした準備が進められますが、それらが周辺道路の渋滞などの周辺住民等の日常生活への支障を生じさせないように進めていく必要があります。

**◇地域ニーズ等の収集手段**

1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望  
 8 その他 ( )

**◇区民からの具体的な要望**

旧上瀬谷通信施設の跡地利用に伴う事業説明会や返還対策協議会等でも、周辺道路の混雑対策について多くの懸念が示されています。

**◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。**

【瀬谷区運営方針】 「安全・安心のまちづくり」「賑わいと魅力の創出・「GREEN×EXPO 2027」に向けた機運醸成」

**◇提案内容・概算額等**

- 1 駅や道路を利用する周辺住民等の日常移動の利便性が開催期間中も確保される輸送計画の実現
- 2 上記についての、会場周辺の住民や事業者への早期の事前周知
- 3 周辺住民等の日常生活に支障を生じさせない開催準備

**◇参考：区執行体制上の課題**

現行の体制で対応

所管局	脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課、上瀬谷整備推進課
-----	-----------------------------------------

## ◆局回答内容

脱炭素・GREEN×EXPO推進局		①GREEN×EXPO推進課 ②上瀬谷整備推進課	
担当者名	①田中 ②嶋津、山室	TEL	①671-4627 ②900-0703

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	住民や来街者が安全・快適に移動できるよう、周辺住民等の日常生活に十分配慮したうえで、公共空間の整備を進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	健康福祉局
------	-------

瀬谷区		福祉保健課	
担当者名	藤森	TEL	367-5702
共通区	全区		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
7	「横浜市民生委員・児童委員 協力員・バトンタッチサポーター制度(仮称)」の創設

**◇地域の課題、基礎データ等**

民生委員・児童委員（以下「委員」）は、地域の最も身近な福祉の相談相手として、支援を要する人の早期発見と区役所等への「つなぎ役」を務めるほか、訪問活動や地域における交流の場づくり等、中期計画に掲げる「地域の支え合いの推進」において重要な役割を担っています。

一方で、質的・量的負担増（福祉課題の複合化・複雑化/ひとり暮らし高齢者世帯・生活困窮世帯の増）、活動の制約となる社会情勢（対面接触を忌避する傾向/住民のプライバシー意識の高まり）、担い手の固定化及び新たな候補となる層の減少（定年延長/共働き世帯の増）等の様々な要因から、充足率の低下傾向が顕著になっています。

（一斉改選時の充足率：96.2%(H22)→95.0%(H25)→94.3%(H28)→92.4%(R元)→91.2%(R4)）。

また、委員の委嘱候補者の推薦を地域で担っていただいている自治会町内会長等からは「無報酬のボランティアでありながら業務の質量両面で負担が大きいイメージが住民の間で非常に強く、候補者が見つからない」との声が寄せられています。

次期一斉改選（令和7年12月）に向け、委員の活動支援・負担軽減により委員が活動しやすい環境を整備し、新たな担い手確保に繋がる行政の取組が求められています。

**◇地域ニーズ等の収集手段**

1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望  
 8 その他（「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」（令和4年度市民局・健康福祉局実施））

**◇区民からの具体的な要望**

○委員からの要望

- ・「相談件数や、見守りを必要とする世帯が多い」「行政や関係機関からの依頼事項が多い」「会議や研修が多い」「知識の習得や情報の整理が追いつかない」等、委員活動の量的負担の高まりが委員のストレスになっている
- ・欠員となっている地区のフォローの方法について検討してほしい。欠員地区をフォローしている委員の負担が大きい。
- ・新任委員の心理的不安感の軽減のため、丁寧に趣旨・目的、具体的な活動（活動記録の記入の仕方、見守り対象者にどのように関わるか、前任者からの十分な引き継ぎなど）の説明が重要。

○自治会町内会長からの要望

候補者推薦にあたって市に期待する役割として、回答者の53%が「民生委員の活動や欠員地区をサポートする仕組み」という選択肢を選択しています（※複数回答）

**◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。**

- ・委員の活動支援・負担軽減に向けた課題整理・取組の検討のため、18区と局所管課の連携による協議を令和5年度から継続しています。
- ・先行して協力員制度、バトンタッチ制度を導入している2区（保土ヶ谷区及び中区）の実績を踏まえ、両区を含んだ7区と局所管課による分科会が中心となり、制度の素案検討を進めています。
- ・委員の活動内容について地域の理解を深めるための広報発信を行っています。
- ・瀬谷区運営方針 施策2「健やかな成長・誰もが健康で自分らしい生活」及び施策3「地域のつながり・支え合い」

**◇提案内容・概算額等**

横浜市民生委員・児童委員「協力員・バトンタッチサポーター制度（仮称）」を設置し委員の活動をサポートする体制づくりにより、委員が活動しやすい環境を整備し、新たな担い手確保に繋がります。

（「協力員・バトンタッチサポーター（仮称）」の役割）

- ・対象世帯数が多い委員の活動補佐
- ・欠員地区をカバーしている委員の活動補佐
- ・前任者による新任委員に対する引継ぎ及び活動補佐 等、地域の実情に応じて柔軟に運用でき、多様な課題に対応可能となる形で制度設計

（根拠規定）

- ・市要綱を新規策定

（活動費）

- ・実費弁償を目的として活動費（月額 ■■■円）を支給

（概算額（18区計））※市制度として制度創設

■■■千円

活動費：■■■千円※先行2区の実績を基に各区の定数等を根拠に算定

諸経費：（通年）■■■千円 [保険料,印刷製本費,通信運搬費等]/(初年度初期導入費用) ■■■千円 [印刷製本費,消耗品費等]

※新たな委嘱手続等の事務負担については局への事務集約等措置を検討

（その他）

- ・制度の継続性を考慮し、財源として厚生労働省事業「地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策」等補助金の活用についても局所管課にて検討

- ・スケールメリットを考慮した局所管課による事務集約化等を考慮

- ・関係者からの意見徴収等を行いながら、局と各区連携の上制度設計

**◇参考：区執行体制上の課題**

現行の体制で対応

**◇所管局**

所管局課	健康福祉局地域支援課
------	------------

**◆局回答内容**

健康福祉局		地域支援課	
担当者名	村山、下山	TEL	671-4046

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策として必要な経費を予算計上します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	こども青少年局
------	---------

瀬谷区		こども家庭支援課	
担当者名	白井	TEL	367-5760
共通区	11区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港北区、緑区、青葉区、戸塚区、栄区、泉区）		

継続年数	3年
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項 目
8	寄り添い型生活支援事業における支援メニューの充実

**◇地域の課題、基礎データ等**  
 当区では貧困や障害などの複数の課題を抱えている家庭や、保護者の養育力が弱い家庭が多いため、支援が必要な子どもたちが多くいます。そのような地域課題を受けて、寄り添い型生活支援事業の前身となる事業を平成21年度から他区に先駆けてモデル実施しました。その後、平成24年度から全市的に事業の必要性が認められたことから、瀬谷区での実施内容をベースとして、こども青少年局の事業として実施されてきました。  
 その中で当区では地域課題の解決に向け、区独自の事業として区づくり推進費を活用し「生活体験事業（平成25年度から）」を実施し、日頃体験できない貴重な経験を積むことで、生活リズムの改善や生活体験を通じた利用者の成長を支援するとともに、区配予算の範囲内で、週5日の平日開所に加えて「土曜日開所（令和4年度から）」を合わせて実施し、利用者の通いやすい環境を整えることで、支援が必要な家庭への生活及び学習支援に努めています。  
 以上の支援メニューを既存事業と別途提供することで、利用者の生活力が一層向上し、心の成長や安定に繋がっている状況を踏まえ、局予算による全市での展開を提案します。

**◇地域ニーズ等の収集手段**

1 日常の窓口対応等       2 市民からの提案等       3 地区担当制       4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート       6 区民要望       7 関係団体からの要望  
 8 その他（ ）

**◇区民からの具体的な要望**

- 生活リズムを整える為の更なる取組を進めたい。（運営事業者から）
- 平日以外に親が不在の困窮世帯に対する支援体制の確保が必要。（運営事業者から）

**◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。**

瀬谷区運営方針「子ども・青少年の育成」施策として、「青少年の心豊かな成長の支援」を位置付けています。また、下記2事業について区の独自事業として実施しています。

- 生活体験事業（平成25年度から区づくり推進費自主企画事業で対応）  
 生活リズムの改善や様々な生活体験を通じた利用者の成長を目的として、夏休み期間中、連続した日程で、長時間、集中的に生活体験や外出企画・保健師からの指導など、放課後の運営時間だけでは体験できない活動を実施しています。効果として、長時間の集団生活を通じて自宅では習得しづらい生活リズムを体得することができるとともに、各種体験を通じてルールやマナーなどの生活の基礎知識を学ぶことができ、利用児童・生徒の成長が図られています。  
**【R5実績】** ※R1以前は原則宿泊で実施、R2からR4は新型コロナ流行により日帰りで実施  
 <竹村の丘> 1泊2日×2回      <KURUMI> 日帰り×1回  
 参加人数：17人（小学生10人／中学生7人）      参加人数：6人（小学生4人／中学生2人）  
**【具体例】**  
 ・昼夜逆転していた児童が数日間集中的に規則正しい生活リズムで過ごすことで、生活リズムの改善が見られた。  
 ・事前に集団行動のルールを考え実践することで、公の場でのマナーを体得することができた。  
 ・感染症対策の確認や、食事マナーを学んだ。  
 ・外部講師（警察署）を招いて交通安全について学んだ。
- 土曜開所事業（令和4年度から区配予算の範囲内で対応）  
 瀬谷区では、平日の開所だけでは、部活動等の事情や、休日に親が不在などの理由により生活が不安定となっているなど、生活困窮世帯の児童のニーズに対応するため、切れ目のない継続した支援を実施するため、土曜日における事業所の開所を行っています。  
 効果として、平日の支援では時間的な制約から切り詰めざるを得ない個別の課題に対する支援が丁寧にできたり、平日の参加が困難な児童への支援につながっています。  
**【R5実績】**  
 <竹村の丘>  
 開所回数7回      参加人数（延べ）23人  
**【具体例】**  
 ・午前中からゆとりをもって、調理や食事、買い物といった個別の課題にそって丁寧な支援を継続できている。  
 ・普段、休日に弧食に陥っている利用者が、楽しく会話しながら食事を摂るなど、社会性の取得に役立っている。  
 ・部活動等で平日に支援が受けられない生徒が参加しやすい土曜日の開所体制を確保することで、切れ目のない支援の継続に役立っている。

◇提案内容・概算額等

【提案内容】

1 生活体験事業

- 対象：寄り添い型生活支援事業を利用している小・中学生
- 期間：夏休み等長期休業期間を利用した長時間（宿泊・日帰りで1から4日程度）
- 目的：生活リズムの改善や、様々な体験を通し社会的ルールを学び成長すること
- 事業内容：生活リズムを整え健康管理について学ぶ事業・公の場でのルールやマナーなど社会生活のスキルを学ぶ  
事業・活動の目標設定や振り返りなど、社会的自立について学ぶ事業

（概算額）委託費 ■■■千円（1事業所あたり）【区委託実績による】

2 土曜開所事業

- 対象：寄り添い型生活支援事業を利用している小・中学生
- 目的：土曜日に親が仕事等で家庭を不在にし、居場所がない困窮世帯の児童に、休日の適切な生活習慣等を身につける。
- 事業内容：平日5日の支援に加え、土曜日に支援事業所を開所し、生活リズムの改善や生活体験を通じた利用者の成長や平日以外に親が不在となる支援が必要な家庭に対する生活支援・学習支援を行う事業

（概算額）委託費 ■■■千円（1事業所あたり）〔土曜開所1日あたり■■千円×12回〕  
※R6年度より区予算を計上

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課

こども青少年局 青少年育成課

◆局回答内容

こども青少年局		青少年育成課	
担当者名	石丸、涌井	TEL	671-2324

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	生活体験について、取組内容及び費用対効果の検証を進め、令和8年度からの実施に向けた調整を進めることとします。 土曜開所について、効果検証を引き続き実施します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	国際局
------	-----

瀬谷区		地域振興課	
担当者名	松崎、本野	TEL	367-5693
共通区	15区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区）		

継続年数	2年
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
----	----

9	国際交流ラウンジ未設置区への支援充実による多文化共生推進
---	------------------------------

#### ◇地域の課題、基礎データ等

本市の外国籍人口が増加傾向にあり、令和6年5月末時点で、12万人を超えました。瀬谷区においても、5年前と比較して、約30%（R1→R6 増加率18区中6位）増加しています。昨年度実施した外国人意識調査の結果から、今後も瀬谷区や日本国内に住み続けたい意向が非常に高いことが明らかとなりました。

住み続けたい意向が強い中で、①日本語学習教室の需要が高く、日本語を学びたい意向が強い、②区役所において通訳、生活情報を提供してほしいという意見が多く上がっています。

ラウンジ設置区においては、ラウンジの機能の中で、日本語学習教室や生活情報の相談・提供が行われています。瀬谷区では、ラウンジがないため、①については、区民団体主体の日本語教室のみで対応、②については、現状、外国人向けの公的な相談先がありません。

ニーズの高い①②について、必要な施策を講じることで、日本語理解が進み、生活情報の充実が図られ、住みやすさの向上につながります。市としてラウンジの在り方を検討している中ではありますが、ラウンジが無い中でも、生活する上で必要な機能を区民の方に届けるために、未設置区に対するサポートを充実させていくことが必要です。

- 【令和5年度瀬谷区外国人意識調査 結果】
- (1) 日本に住み続けたいか 1：瀬谷区に住み続けたい76.2% 2：日本には住み続けたい10.4%
  - (2) 利用したい行政サービス 1：日本語教室40.3% 2：区役所での通訳、生活情報38.5%  
3：国際交流ラウンジ31.6%
  - (3) 今後、日本語を学びたいか 1：積極的に学びたい31.2% 2：機会があれば学びたい48.1%
  - (4) 日本語を学びたい場所 1：無料で学べる教室や学校45.5% 2：自宅や勤務先から近い教室35.9%
  - (5) 地域に住む人にしてもらいたいこと 1：差別や偏見をなくしてほしい42.4%  
2：簡単な日本語を使ってほしい24.2%

#### ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（多文化共生情報交換会での意見）

#### ◇区民からの具体的な要望

区内の当事者や支援者（日本語ボランティア団体等）、学校などからヒアリング・意見交換する中で、下記のようなご意見や要望をいただいています。

- ・区民団体が実施している日本語教室で、生徒数が増えている団体がある。また、スタッフの不足により、現在、順番待ちがあるため、人や場所などのリソースの提供・紹介をして欲しい。
- ・子どもたちの為の、学校以外での居場所、学習支援の場を作って欲しい。
- ・包括的に相談を受ける・対応する窓口、困りごとや人（当事者、行政、支援団体、地域）をつなぐ場、居場所が欲しい。
- ・行政の支援情報が伝わっていない。伝わっていないために区の窓口で相談せず（＝姿が見えず）、当事者ニーズや課題が潜在化している。まずは区役所内で連携した積極的な情報発信をして欲しい。

#### ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

瀬谷区運営方針：施策3「地域のつながり・支えあい」及び多文化共生の推進に基づき、様々な取り組みを行ってきました。

- 1 YOKE「地域日本語教育推進モデル地域事業」（R3～R5）を活用した日本語ボランティア養成講座（R3、R5）や支援者等の意見交換会（多文化共生情報交換会）の設置（R4）により、区内の支援者の育成・連携体制構築
- 2 区内外国人意識調査（R5）により、当事者のニーズ把握や取組検討
- 3 広報よこはま瀬谷区版特集（12月号）、多文化共生リーフレットの発行（R5）、やさしい日本語講座（R5）による区民全体に向けた多文化理解の促進

**◇提案内容・概算額等**

1 新規ボランティア育成支援の充実

「日本語学習教室の需要が高く、日本語を学びたい意向が強い」のニーズに対して、瀬谷区内の日本語教室でスタッフが不足しているという実情があります。人員不足に対応するため、日本語ボランティアの新規発掘につながる講座を開催することが必要です。また、ボランティア育成講座の最後には、既存団体との交流会を実施し、活動を始めるハードルを下げる必要があります。ボランティア育成講座受講者に既存団体へ加入して活動していただくことでスタッフ不足の解消が期待でき、日本語理解支援の充実を通じて住みやすさの向上に繋がります。これらの内容について、局事業として、ラウンジ未設置区への支援を実施していくべきです。また、提案内容2のコーディネーターとも連携して活動することで、更なる効果が期待できます。

【概算額】

ラウンジ未設置区1区あたり■■千円（（1）入門講座（5回構成）、（2）フォローアップ講座（5回構成）の計2講座実施予定。1講座あたり■■千円（講師謝金■■千円 チラシ作成費■■千円 消耗品費■■千円）

2 コーディネーターの配置

「区役所において通訳、生活情報を提供してほしい」のニーズに対して、外国の方が区役所において生活情報の提供や包括的な相談ができる場所、地域の方が外国の方との関わり方について相談ができる場所として、国際局による、アウトリーチ人材（区とともに地域に入って関係性を作り、伴奏支援ができる人材）の配置（派遣）を求めます。

【コーディネーターの役割】

区とともに、下記の取組を実施（※コーディネーターの席は区地域振興課に設置。週3日を想定）

- 区との連携強化
  - ・情報を共有し、区内の状況調査を行い、地域に合った取組を検討
- 担い手づくり
  - ・既存ボランティアの活動サポート、講座等による新たなボランティアの発掘・育成、区内施設等との連携
- 地域との関係性づくり
  - ・連合、自治会町内会、地域の活動者や支援者、区内施設等との顔の見える関係づくり
- 地域に入り込んだ居場所、学習の場づくりのトライアル
  - ・在住外国人の多い地区、ニーズの多い地区に入り、相談対応や居場所等をつくる伴奏支援の実施

【概算額】

・国際局 1区あたり■■千円（コーディネーター配置に係る経費■■千円 旅費■■千円 備品費■■千円）

今後、上瀬谷の地で「GREEN×EXPO 2027」が行われることもあり、さらに多くの方が外国から来ることが予想されます。上記1、2の取組等により、区内における多文化共生を推進することで、「GREEN×EXPO 2027」をきっかけに瀬谷区に立ち寄ってくれる外国の方へのサポートの充実にもつながるといふ相乗効果が見込めます。

**◇参考：区執行体制上の課題**

現行の体制で対応

**◇所管局**

所管局課	国際局政策総務課
------	----------

**◆局回答内容**

国際局		政策総務課	
担当者名	風間	TEL	671-3826

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	在住外国人が抱える相談内容やニーズの多様化に伴い、設置から30年以上経つラウンジについてその目的、機能や役割について、区局が連携して再検討しています。要望の中のラウンジ未設置区における地域日本語教育への支援は、局としても重要と考えており、本市の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の一環として実施します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題